

# 職員の給与等に関する報告及び勧告

平成28年10月

岩手県人事委員会





人委職第155号

平成28年10月17日

岩手県議会議長 田村 誠 様  
岩手県知事 達増 拓也 様

岩手県人事委員会

委員長 熊谷 隆司

職員の給与等に関する報告及び勧告について

地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第2のとおり勧告します。

この勧告に対し、その実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう要望します。



# 目 次

<b>別紙第1 報告</b>	1
I はじめに	1
II 職員の給与に関する事項	1
1 職員の給与決定に関する基礎的諸条件	1
(1) 職員の給与等の状況	1
(2) 民間給与の調査	6
(3) 物価及び生計費	7
2 職員の給与水準	7
(1) 職員給与と民間給与との比較	7
(2) 本県と国及び他の都道府県との給与比較	9
3 人事院の給与等に関する報告及び勧告	9
4 本年の給与改定	14
(1) 給料表	14
(2) 初任給調整手当	14
(3) 通勤手当	14
(4) 期末手当・勤勉手当	15
5 給与制度の改正等	15
(1) 扶養手当の見直し	15
(2) 再任用職員の給与	16
III 公務運営に関する事項	17
1 人材の確保及び育成	17
(1) 有為な人材の確保	17
(2) 人材育成	17
2 働き方改革と勤務環境の整備	18
(1) 両立支援の推進	18
(2) 長時間勤務の解消	19
(3) 心身の健康管理	20
(4) ハラスメント対策	21
3 高齢職員の能力及び経験の活用	22
IV おわりに	23
<b>別紙第2 勧告</b>	24

## 附属資料



# 報 告

## I はじめに

人事委員会は、地方公務員法に基づき、中立かつ専門的な人事機関として、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し調査研究を行い、その結果を報告するとともに、講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に対し勧告することとされている。

この勧告は、公務員の労働基本権制約の代償措置として、社会一般の情勢に適応した、適正な職員の給与、勤務時間その他の勤務条件を確保する機能を有するものである。

このため、本委員会は職員の給与の実態を把握するとともに、民間事業所従業員の給与、生計費などを調査研究し、必要な検討を行ったので、その結果を報告する。

## II 職員の給与に関する事項

### 1 職員の給与決定に関する基礎的諸条件

本委員会は、例年、職員（一般職の職員の給与に関する条例、市町村立学校職員の給与等に関する条例、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の適用を受ける職員をいう。）の給与についてその実態を把握するとともに、国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業所における従業員の給与並びに物価及び生計費等職員の給与を決定するために必要な基礎的諸条件について調査研究を行っているが、本年の概要は、次のとおりである。

#### (1) 職員の給与等の状況

本年4月1日現在における「職員給与実態調査」によると、職員の給与等は、次のとおりとなっている。

##### ア 職員数及び平均年齢等

職員の総数は17,914人であり、昨年18,056人に比べ142人（0.8%）の減少となっている。給料表別に主なものをみると、教育職給料表(2)適用者（小中学校等の教育職員）で144人、行政職給料表適用者で1人の減少となっている。

**給 料 表 別 職 員 数**

区 分	平成28年 4 月	平成27年 4 月	比 較 増 減	区 分	平成28年 4 月	平成27年 4 月	比 較 増 減
全 給 料 表	17,914人	18,056人	△142人	研 究 職 給 料 表	191人	194人	△3人
行 政 職 給 料 表	4,489	4,490	△1	医 療 職 給 料 表 (1)	18	18	0
公 安 職 給 料 表	2,134	2,139	△5	医 療 職 給 料 表 (2)	129	138	△9
教 育 職 給 料 表 (1)	3,413	3,395	18	医 療 職 給 料 表 (3)	95	93	2
教 育 職 給 料 表 (2)	7,445	7,589	△144				

- (注) 1 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（再任用職員）並びに一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第3条の規定により採用された職員（任期付研究員）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条から第4条までの規定により採用された職員（任期付職員）は、含まれない（以下同じ）。
- 2 市町村立学校職員の給与等に関する条例の適用を受ける職員にあつては、同条例における教育職給料表は教育職給料表(2)に、医療職給料表は医療職給料表(2)にそれぞれ読み替えている。

次に、職員の平均年齢は44.1歳で、昨年に比べ0.1歳低くなっており、最も高いのは医療職給料表(1)適用者（医師等）の48.6歳、最も低いのは公安職給料表適用者の38.5歳である。

**給 料 表 別 平 均 年 齢**

区 分	平成28年 4 月	平成27年 4 月	比 較 増 減	区 分	平成28年 4 月	平成27年 4 月	比 較 増 減
全 給 料 表	44.1歳	44.2歳	△0.1歳	研 究 職 給 料 表	43.4歳	43.9歳	△0.5歳
行 政 職 給 料 表	42.1	42.6	△0.5	医 療 職 給 料 表 (1)	48.6	48.7	△0.1
公 安 職 給 料 表	38.5	39.0	△0.5	医 療 職 給 料 表 (2)	43.8	43.8	0
教 育 職 給 料 表 (1)	44.2	44.0	0.2	医 療 職 給 料 表 (3)	41.7	41.6	0.1
教 育 職 給 料 表 (2)	46.8	46.7	0.1				

また、年齢階層別にみると、職員数が最も多いのは50歳から54歳までの3,460人、次いで多いのは45歳から49歳までの3,355人である。



**年 齢 階 層 別 職 員 数 及 び 構 成 比**

区 分	平成28年 4 月		平成27年 4 月		比較増減	
	人 員	構成比	人 員	構成比	人 員	構成比
計	17,914人	100.0%	18,056人	100.0%	△142人	－%
19歳以下	103	0.6	90	0.5	13	0.1
20歳～24歳	856	4.8	740	4.1	116	0.7
25歳～29歳	1,209	6.7	1,099	6.1	110	0.6
30歳～34歳	1,332	7.4	1,389	7.7	△57	△0.3
35歳～39歳	1,909	10.7	2,035	11.3	△126	△0.6
40歳～44歳	2,701	15.1	2,873	15.9	△172	△0.8
45歳～49歳	3,355	18.7	3,440	19.0	△85	△0.3
50歳～54歳	3,460	19.3	3,404	18.9	56	0.4
55歳以上	2,989	16.7	2,986	16.5	3	0.2

イ 平均給与月額

行政職給料表適用者の本年4月における平均給与月額は、361,824円となっており、また、警察官、教員、医師等を含めた職員全体の平均給与月額は、398,013円であり、昨年に比べ行政職給料表適用者では4,178円（1.1%）、職員全体では1,689円（0.4%）の減少となっている。

**給 料 表 別 平 均 給 与 月 額**

区 分	平成28年 4 月 (A)	平成27年 4 月 (B)	比較増減(A-B)	比率 (A-B) /B×100
全 給 料 表	398,013円	399,702円	△1,689円	△0.4%
行政職給料表	361,824	366,002	△4,178	△1.1
公安職給料表	349,423	346,081	3,342	1.0
教育職給料表(1)	413,146	414,045	△899	△0.2
教育職給料表(2)	427,160	428,663	△1,503	△0.4
研究職給料表	388,332	393,436	△5,104	△1.3
医療職給料表(1)	835,183	837,828	△2,645	△0.3
医療職給料表(2)	373,623	370,647	2,976	0.8
医療職給料表(3)	342,272	344,884	△2,612	△0.8

(注) 給与月額は、給料月額（平成28年切替えに伴う経過措置額を含む。）に給料の調整額、教職調整額等、扶養手当、給料の特別調整額、管理職手当、地域手当、初任給調整手当、住居手当、単身赴任手当の基礎額、特勤勤務手当等、へき地手当等及び寒冷地手当を加えた額である（次表において同じ。）。

なお、職員の給与は、給与条例等の附則により、給料の特別調整額等について平成17年4月1日から平成29年3月31日までの間、減額措置が行われている。この減額措置がないものとした場合、本年における行政職給料表適用者の平均給与月額、362,210円となっており、また、職員全体の平均給与月額は398,235円であり、昨年と比べ行政職給料表適用者では4,458円(1.2%)、職員全体では1,873円(0.5%)の減少となっている。

**給料表別平均給与月額（減額前）**

区 分	平成28年4月(A)	平成27年4月(B)	比較増減(A-B)	比率 (A-B) /B×100
全 給 料 表	398,235円	400,108円	△1,873円	△0.5%
行政職給料表	362,210	366,668	△4,458	△1.2
公安職給料表	349,561	346,336	3,225	0.9
教育職給料表(1)	413,245	414,230	△985	△0.2
教育職給料表(2)	427,357	429,046	△1,689	△0.4
研究職給料表	388,762	394,158	△5,396	△1.4
医療職給料表(1)	837,484	841,824	△4,340	△0.5
医療職給料表(2)	373,818	370,987	2,831	0.8
医療職給料表(3)	342,272	344,884	△2,612	△0.8

ウ 平均経年数

職員の平均経年数は22.2年で、昨年と比べ0.2年短くなっており、最も長いのは教育職給料表(2)適用者（小中学校等の教育職員）の24.3年、最も短いのは公安職給料表適用者の17.8年である。

**給料表別平均経年数**

区 分	平成28年 4月	平成27年 4月	比 較 増 減	区 分	平成28年 4月	平成27年 4月	比 較 増 減
全 給 料 表	22.2年	22.4年	△0.2年	研究職給料表	20.6年	21.2年	△0.6年
行政職給料表	21.6	22.0	△0.4	医療職給料表(1)	21.2	18.5	2.7
公安職給料表	17.8	18.4	△0.6	医療職給料表(2)	20.9	20.5	0.4
教育職給料表(1)	21.6	21.5	0.1	医療職給料表(3)	19.8	19.5	0.3
教育職給料表(2)	24.3	24.3	0.0				

## エ 性別構成

職員の性別構成比は、男性61.3%、女性38.7%であり、昨年に比べ女性の割合は0.1ポイントの増加となっている。

### 給料表別性別職員数及び構成比

区 分	平成28年 4 月				平成27年 4 月				比較増減			
	男 性		女 性		男 性		女 性		男 性		女 性	
	人 員	構成比	人 員	構成比	人 員	構成比	人 員	構成比	人 員	構成比	人 員	構成比
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
全 給 料 表	10,973	61.3	6,941	38.7	11,088	61.4	6,968	38.6	△115	△0.1	△27	0.1
行政職給料表	3,315	73.8	1,174	26.2	3,346	74.5	1,144	25.5	△31	△0.7	30	0.7
公安職給料表	1,971	92.4	163	7.6	1,985	92.8	154	7.2	△14	△0.4	9	0.4
教育職給料表(1)	2,042	59.8	1,371	40.2	2,042	60.1	1,353	39.9	0	△0.3	18	0.3
教育職給料表(2)	3,406	45.7	4,039	54.3	3,468	45.7	4,121	54.3	△62	0.0	△82	0.0
研究職給料表	148	77.5	43	22.5	153	78.9	41	21.1	△5	△1.4	2	1.4
医療職給料表(1)	15	83.3	3	16.7	14	77.8	4	22.2	1	5.5	△1	△5.5
医療職給料表(2)	71	55.0	58	45.0	76	55.1	62	44.9	△5	△0.1	△4	0.1
医療職給料表(3)	5	5.3	90	94.7	4	4.3	89	95.7	1	1.0	1	△1.0

## オ 学歴別構成及び修学年数

職員の学歴別構成比は、大学卒76.8%、短大卒4.9%、高校卒18.3%、中学卒0.0%（0.03%）であり、昨年の学歴別構成比に比べ大学卒は増加、短大卒及び高校卒は減少、中学卒は横ばいとなっている。

また、平均修学年数は、15.2年となっている。

### 学 歴 別 構 成 及 び 平 均 修 学 年 数

区 分	平成28年 4 月		平成27年 4 月		比較増減	
	人 員	構成比	人 員	構成比	人 員	構成比
大 学 卒	13,742人	76.8%	13,793人	76.4%	△51人	0.4%
短 大 卒	882	4.9	899	5.0	△17	△0.1
高 校 卒	3,285	18.3	3,358	18.6	△73	△0.3
中 学 卒	5	0.0	6	0.0	△1	0.0
平均修学年数	15.2年		15.2年		0.0年	

## (2) 民間給与の調査

職員給与と民間給与との精確な比較を行うため、人事院と共同して、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所436（母集団事業所）のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した144の事業所を対象に、「平成28年職種別民間給与実態調査」を実施した。調査では、公務の職種と類似すると認められる事務・技術関係、教育関係、医療関係等76職種の4,337人について、本年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額等を実地に調査した。

また、各企業における給与改定の状況等について、調査を実施した。

「職種別民間給与実態調査」の調査完了率は、民間事業所の理解を得て、96.5%と極めて高く、調査結果は、県内民間事業所の給与の状況を反映したものとなっている。

### 【参考】

本県における層化無作為抽出法による調査対象事業所の抽出について

- 1 県内に所在する事業所を組織、規模、産業により10層のグループに区分する。(層化)
- 2 層の中から無作為に事業所を抽出する。(無作為抽出)

## ア 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で 18.0%、高校卒で 17.9%となっている。そのうち初任給を据え置いた事業所の割合は、大学卒で 59.3%、高校卒で 50.3%となっており、新卒事務員・技術者の初任給の平均額は、大学卒で 188,547 円、高校卒で 152,158 円となっている。

(附属資料 第 17 表及び第 18 表 参照)

## イ 給与改定の状況

ベースアップを実施した事業所の割合は一般の従業員で 35.1%、課長級では 33.2%となっており、ベースアップを中止した事業所の割合は一般の従業員で 13.5%、課長級では 11.4%、ベースアップの慣行のない事業所の割合は一般の従業員で 51.4%、課長級では 55.4%となっている。

また、定期昇給を実施した事業所の割合は、一般の従業員で 82.0%、課長級では 70.5%となっている。

## 給 与 改 定 の 状 況

役職段階	項目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップの慣行なし
係 員		35.1%	13.5%	0.0%	51.4%
課 長 級		33.2%	11.4%	0.0%	55.4%

(注) ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計したものである。

## 定 期 昇 給 の 実 施 状 況

役職段階	項目	定期昇給制度あり					定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし
		定期昇給実施			定期昇給			
		増 額	減 額	変化なし	中 止			
係 員		86.7%	82.0%	11.6%	3.4%	67.0%	4.7%	13.3%
課 長 級		76.1%	70.5%	11.2%	2.5%	56.8%	5.6%	23.9%

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計したものである。

### (3) 物価及び生計費

総務省統計局の調査による本年4月の消費者物価指数は、昨年4月に比べて盛岡市では0.3%、全国では0.3%それぞれ下落している。

総務省統計局の「家計調査」を基礎として本委員会が算定した本年4月における盛岡市の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ166,050円、187,120円及び208,190円となっている。

(附属資料 第24表及び第25表 参照)

## 2 職員の給与水準

### (1) 職員給与と民間給与との比較

職員給与は、民間事業所における従業員の給与を広く把握し、民間給与の水準をより適切に反映させることとしている。

#### ア 月例給

給与は、一般的に、職種を始め、役職段階、学歴、年齢等の要素に応じてその水準が定まっており、これらの要素が異なれば給与水準も異なることから、職員給与と民間給与を比較する場合、両者の単純な平均値で比較することは適当でなく、給

与決定要素を合わせて比較（同種・同等比較）することとしている。

本年の職員給与と民間給与の較差（公民較差）については、「職員給与実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、職員にあつては行政職給料表適用者、民間にあつてはこれに類似する職種の者について、責任の度合、学歴、年齢等が同等と認められる者同士の本年4月分の給与を対比し、職員の人員構成で加重平均するラスパイレス方式により精密に比較を行った。その結果、給料の特別調整額の減額措置がないものとした場合、職員給与が民間給与を1人当たり平均539円（0.15%）下回っていた。

なお、減額措置後では、職員給与が民間給与を1人当たり平均925円（0.26%）下回っていた。

### 職 員 給 与 と 民 間 給 与 と の 較 差

公 民 比 較 給 与		較 差 ( A ) - ( B )	
民 間 ( A )	職 員 ( B )	較 差 額	較 差 率
363,532 円	362,993 円 ( 362,607 円 )	539 円 ( 925 円 )	0.15 % ( 0.26 % )

- (注) 1 職員の比較給与種目は、給料月額（平成28年切替えに伴う経過措置額を含む。）、給料の調整額、扶養手当、給料の特別調整額、地域手当、初任給調整手当、住居手当、単身赴任手当の基礎額、特地勤務手当等、へき地手当等及び寒冷地手当である。
- 2 ( ) 内は、給与条例附則の規定による給料の特別調整額の減額措置後の数値である。

#### 【参考】

ラスパイレス方式による公民較差の算出方法について

個々の職員に役職段階、学歴、年齢階層を同じくする民間事業所従業員の平均給与額を支給した場合に要する支給総額(A)と、実際に支給されている職員給与の支給総額(B)とを比較して、どの程度の差があるか算出するものである。

なお、算出方法の違いにより、行政職給料表適用者の平均給与月額(Ⅱの1の(1)のイ)及び民間事業所従業員の平均所定内給与月額(Ⅱの2の(1)のイ)とは異なるものである。

$$\text{公民較差(\%)} = (A - B) / B \times 100$$

#### イ 特別給

民間事業所における特別給の支給割合（月数）を算出し、これを職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数と比較した。

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、平均所定内給与月額の4.31月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数（4.15月分）が民間事業所の特別給の年間支給割合を0.16月分下回っている。

### 民間における特別給の支給状況

項	目	金額等
平均所定内給与月額	下半期（A1）	343,651円
	上半期（A2）	338,353円
特別給の支給額	下半期（B1）	757,556円
	上半期（B2）	714,330円
特別給の支給割合	下半期（B1/A1）	2.20月分
	上半期（B2/A2）	2.11月分
	計	4.31月分

（注） 下半期とは平成27年8月から平成28年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間である。

#### (2) 本県と国及び他の都道府県との給与比較

平成27年4月における行政職俸給表（一）の適用を受ける国家公務員の俸給を100とし、本県の行政職給料表適用者の給料の月額と比較したラスパイレス指数は98.6となっている。

#### 国家公務員及び他の都道府県職員との比較

区分	本県職員	国家公務員	都道府県職員 （全国平均）	東北他県職員 （5県職員）
ラスパイレス指数	98.6	100.0	99.7	97.8～101.4

（注） ラスパイレス指数とは、行政職俸給表（一）の適用を受ける国家公務員の俸給とこれに相当する地方公共団体職員の給料の月額を、学歴別、経験年数別によるラスパイレス方式により国を100として比較したもので、平成27年4月1日現在の総務省公表値である（平成28年4月の指数は未公表）。

### 3 人事院の給与等に関する報告及び勧告

人事院は、本年8月8日に、国会及び内閣に対し、「職員の給与に関する報告及び職員の給与の改定に関する勧告」を行うとともに、「国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の改正についての勧告」及び「公務員人事管理に関する報告」を行った。

その概要は、次のとおりである。

# 給 与 勧 告 の 骨 子

## I 給与勧告制度の基本的考え方

### 1 給与勧告の意義と役割

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤

### 2 民間準拠による給与水準の改定

- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的
- ・ 公務と民間企業の給与比較は、単純な平均値での比較は適当でなく、給与決定要素を合わせて比較することが適当。本院の比較は、職種を始め、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士の給与額を対比させ、国家公務員の人員数のウェイトを用いて比較
- ・ 企業規模 50 人以上の多くの民間企業においては、部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能。さらに、現行の調査対象事業所数であれば、これまでのような実地による精緻な調査が可能であり、調査の精確性を維持

## II 民間給与との較差等に基づく給与改定

### 1 民間給与との比較

約 11,700 民間事業所の約 49 万人の個人別給与を実地調査 (完了率 87.7%)

〈月例給〉 公務と民間の 4 月分の給与額を比較

○民間給与との較差 708 円 0.17% [行政職(一)…現行給与 410,984 円 平均年齢 43.6 歳]  
[俸給 448 円 本府省業務調整手当 206 円 はね返し分(注) 54 円]  
(注)俸給等の改定に伴い諸手当の額が増減する分

〈ボーナス〉 昨年 8 月から本年 7 月までの直近 1 年間の民間の支給実績 (支給割合) と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合 4.32 月 (公務の支給月数 4.20 月)

### 2 給与改定の内容と考え方

〈月例給〉

#### (1) 俸給表

##### ① 行政職俸給表(一)

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験、一般職試験(大卒程度)及び一般職試験(高卒者)採用職員の初任給を 1,500 円引上げ。若年層についても同程度の改定。

その他は、それぞれ 400 円の引上げを基本に改定(平均改定率 0.2%)

##### ② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定(指定職俸給表は改定なし)

#### (2) 本府省業務調整手当

給与制度の総合的見直しを円滑に進める観点から、手当額を引上げ

(係長級: 4%→4.5%相当額、係員級: 2%→2.5%相当額)

#### (3) 初任給調整手当

医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定

〈ボーナス〉

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.20 月分→4.30 月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分



(一般の職員の場合の支給月数)

	6 月期	12 月期
28 年度 期末手当	1. 225 月 (支給済み)	1. 375 月 (改定なし)
勤勉手当	0. 80 月 (支給済み)	0. 90 月 (現行 0. 80 月)
29 年度 期末手当	1. 225 月	1. 375 月
以降 勤勉手当	0. 85 月	0. 85 月

**[実施時期]**

- ・ 月例給：平成 28 年 4 月 1 日
- ・ ボーナス：法律の公布日

### Ⅲ 給与制度の改正等

#### 1 給与制度の総合的見直し

- ・ 国家公務員給与における諸課題に対応するため、平成 26 年の勧告時において、地域間の給与配分、世代間の給与配分及び職務や勤務実績に応じた給与配分の見直しを行うこととし、昨年 4 月から 3 年間で、俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを実施
- ・ 平成 29 年度は、本府省業務調整手当の手当額について、係長級は基準となる俸給月額額の 5.5% 相当額に、係員級は同 3.5% 相当額にそれぞれ引上げ

#### 2 配偶者に係る扶養手当の見直し (平成 29 年 4 月 1 日から段階実施)

民間企業及び公務における配偶者に係る手当をめぐる状況の変化等を踏まえ、以下のとおり見直し

- ・ 配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額。それにより生ずる原資を用いて子に係る手当額を引上げ(配偶者及び父母等：6,500 円、子：10,000 円)
- ・ 本府省課長級(行(一)9・10 級相当)の職員には、子以外の扶養親族に係る手当を支給しない。本府省室長級(行(一)8 級相当)の職員には、子以外の扶養親族に係る手当を 3,500 円支給
- ・ 配偶者に係る手当額の減額は、受給者への影響をできるだけ少なくする観点から段階的に実施し、それにより生ずる原資の範囲内で子に係る手当額を引上げ

税制及び社会保障制度の見直しの状況や民間企業における配偶者に係る手当の見直しの状況に応じ、国家公務員の配偶者に係る扶養手当について、必要な見直しを検討

#### 3 専門スタッフ職俸給表 4 級の新設 (平成 29 年 4 月 1 日実施)

政府において、部局横断的な重要政策等の企画及び立案等を支援する職を、現行の専門スタッフ職よりも上位の職制上の段階に相当する新たな専門スタッフ職として、平成 29 年度から各府省の官房等に設置予定。この新たな職の専門性、重要度、困難度を踏まえ、専門スタッフ職俸給表 4 級を新設

- ・ 俸給月額額は、同表 3 級の最高号俸の俸給月額を一定程度上回るものとする一方、管理的業務を行うものではないことを踏まえ、指定職俸給表 1 号俸の俸給月額を下回る水準に設定
- ・ 昇給は、勤務成績が極めて良好である場合に限定(昇給号俸数は 1 号俸)。勤勉手当は、他の俸給表と比べ、勤務実績をより反映し得るよう、専門スタッフ職俸給表 3 級と同一の成績率を設定

#### 4 その他

##### (1) 再任用職員の給与

- ・ 勤勉手当について、勤務実績を支給額により反映し得るよう、「優秀」の成績率を「良好」の成績率よりも一定程度高くなるように設定
- ・ 再任用職員の増加や在職期間の長期化等を注視しつつ、民間企業の再雇用者の給与の動向や各府省における再任用制度の運用状況等を踏まえ、引き続き、給与の在り方について必要な検討

##### (2) 介護時間制度の新設に伴う給与の取扱い

介護時間を承認され勤務しなかった時間がある場合であっても、昇給・勤勉手当において直ちに不利にならない取扱いとなるようにし、あわせて、介護休暇・育児休業等についても同様の取扱い

##### (3) 非常勤職員の給与

平成 20 年に発出した指針の内容に沿った処遇の確保が図られるよう、今後とも各府省を指導

## 育児休業法改正の意見の申出及び勤務時間法改正の勧告の骨子

### 1 改正概要

#### (1) 介護休暇の分割

- ・ 職員の申出に基づき、各省各庁の長が指定期間（職員が介護休暇を請求できる期間）を指定
- ・ 指定期間は、人事院規則の定めるところにより、一の要介護状態ごとに3回以下、かつ、合計6月以下の範囲内で指定
- ・ 経過措置として、改正の日に介護休暇の初日から起算して6月を経過していない者についても、改正の日後に残余の期間を分割して取得できるよう措置

#### (2) 介護時間の新設

- ・ 日常的な介護ニーズに対応するため、各省各庁の長が、職員が介護のため勤務しないことが相当であると認められる場合、連続する3年以下、1日につき2時間以下で、勤務しないこと（介護時間）を承認できる仕組みを新設（公務の運営に支障がある時間については承認しないことが可能）
- ・ 介護時間を承認され勤務しなかった時間は無給とする。昇給・勤勉手当においては直ちに不利にならない取扱いとし、あわせて、介護休暇・育児休業等についても同様の取扱い

#### (3) 育児休業等に係る子の範囲の拡大

- ・ 育児休業、育児短時間勤務及び育児時間の対象となる子の範囲を、①職員が特別養子縁組の成立に係る監護を現に行う子、②里親である職員に委託されており、かつ、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している子（平成29年4月1日以降は、養子縁組里親である職員に委託されている子）、③その他これらに準ずる者として人事院規則で定める子といった法律上の親子関係に準ずる関係にある子にも拡大
- ・ フレックスタイム制の週休日の特例についても、上記の法律上の親子関係に準ずる関係にある子を養育する職員を対象とするよう措置

### 2 実施時期

平成29年1月1日（養子縁組里親に係る改正は、平成29年4月1日）

### 3 その他（上記と併せた人事院規則の改正等）

民間労働法制の改正内容に即して、①介護休暇等の対象家族について、祖父母、孫及び兄弟姉妹の同居要件の撤廃、②介護を行う職員の超過勤務の免除、③上司・同僚等によるいわゆるマタハラ等の防止、④非常勤職員の育児休業及び介護休暇の取得要件の緩和等を措置

## 公務員人事管理に関する報告の骨子

少子高齢化に直面している我が国では、誰もがその能力を発揮して活躍できるよう働き方改革が重要な課題。公務においても、年齢別人員構成の偏りが生じる中、本院は、働き方改革をはじめとする諸課題について、関係各方面と連携しつつ、中・長期的視点も踏まえた総合的な取組を引き続き進めていく。

### 1 人材の確保及び育成

#### (1) 多様な有為の人材の確保

効果的な人材確保活動には、働き方改革とともに公務の魅力の積極的な発信が不可欠。大学等と連携し、女性や私立大学・地方大学の学生など対象に応じたきめ細かな施策を展開。試験制度面でも引き続き必要な点検

#### (2) 人材育成

Off-JT の重要性が増加。マネジメント能力向上、キャリア形成、女性登用拡大に資する研修、中途採用者や国際化対応のための研修を強化。派遣研修の活用促進。官民人事交流推進に向けて環境整備

#### (3) 能力・実績に基づく人事管理の推進

適正な人事評価を通じた能力・実績に基づく人事管理が重要。特に、幹部候補育成課程の適切な運用等を通じた昇進管理の強化が必要。働き方に制約がある職員等に対する柔軟な人事管理も必要

### 2 働き方改革と勤務環境の整備

#### (1) 仕事と家庭の両立支援の充実

民間法制の改正内容に即して、介護休暇の分割取得、介護時間の新設、法律上の子に準ずる子への育児休業等の範囲の拡大等を措置（育児休業法改正の意見の申出、勤務時間法改正の勧告）

#### (2) 長時間労働の是正

府省のトップが組織全体の業務量削減・合理化に取り組むことが重要。現場の管理職員による超勤予定の事前確認や具体的指示等の取組を徹底することが有効。業務合理化後も長時間超勤をせざるを得ない職員には、人事管理部署と健康管理部署との方針共有や業務平準化等の配慮も必要

#### (3) 心の健康づくりの推進

職員自身のストレスへの気付きを促すため、今年度からストレスチェック制度を実施。働きやすい職場づくり実現に向けて管理職員のみならず職員一人一人が当事者意識を持つよう支援

#### (4) ハラスメント防止対策

性的指向や性自認をからかう言動もセクハラである旨を明確にし、セクハラやパワハラの防止を引き続き推進。上司・同僚によるマタハラ等の防止につき、民間法制内容を踏まえた防止策を措置

#### (5) 非常勤職員の勤務環境の整備

民間法制の改正内容を踏まえ、育児休業及び介護休暇の取得要件の緩和等を措置。給与に関する指針に沿った処遇を確保するよう各府省を指導

### 3 高齢層職員の能力及び経験の活用（雇用と年金の接続）

60歳を超える職員の勤務形態に対する多様なニーズも踏まえた定年延長に向けた仕組みを具体化していくことが必要。当面は、民間同様にフルタイム中心の再任用勤務の実現を通じて再任用職員の能力・経験の一層の活用を図る必要。各府省は計画的な人事管理や能力・経験を活用し得る配置、職員の意識の切替え等の取組を推進。本院は、関係機関への働きかけや各府省への情報提供等により各府省の取組を支援

## 4 本年の給与改定

本委員会は、冒頭述べたとおり、労働基本権制約の代償措置としての機能を十分に踏まえながら、地方公務員法に定める給与決定の諸原則に従い、県内の民間事業所従業員の給与を重視しつつ、国及び他の都道府県の職員の給与その他の諸事情を総合的に勘案し、検討を行ったところである。

### (1) 給料表

人事院においては、国家公務員の月例給が民間給与を 708 円 (0.17%) 下回っていることから、民間給与との均衡を図るため、民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、若年層に重点を置いて俸給表全体の水準を引き上げる勧告を行った。

本県においては、前記 2(1)のとおり、平成 28 年切替えに伴う経過措置額を含む本年 4 月における本県職員の月例給が民間給与を 539 円 (0.15%) 下回っていることから、本年の民間給与との較差等を考慮し、これに見合うよう月例給の引上げ改定を行うことが適当である。

その場合、本県においても民間の初任給との間に差が認められること等を踏まえ、若年層に重点を置いて給料表全体の水準を引き上げる改定を行うことが適当である。

また、行政職給料表以外の給料表（医療職給料表(1)を除く。）についても、行政職給料表との均衡を基本に所要の改定を行うことが適当である。

なお、医療職給料表(1)については、医師の処遇を確保する観点から、本年の人事院勧告の俸給表に準じた改定を行うことが適当である。

これらの改定は、本年 4 月時点の比較に基づいて職員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施することとする。

再任用職員、任期付研究員及び特定任期付職員についても、職員の改定状況を踏まえ引上げ改定を行うことが適当である。

### (2) 初任給調整手当

医師等に対する初任給調整手当について、医療職給料表(1)の改定状況を勘案し、所要の改定を行い、本年 4 月に遡及して実施することが適当である。

### (3) 通勤手当

交通用具使用者に係る通勤手当については、県内の昨今のガソリン価格の動向等を考慮し、改定の必要性について検討することが適当であると考ええる。

また、交通機関等利用者に係る通勤手当については、職員の遠距離通勤の実態や他の都道府県の状況等を踏まえ、必要な検討を進めることが適当であると考ええる。

#### (4) 期末手当・勤勉手当

期末手当・勤勉手当については、職員の年間支給月数（4.15月分）が、昨年8月から本年7月までの1年間における民間事業所の特別給の支給割合（4.31月分）を下回っていることから、民間事業所との均衡を図るため、支給月数を0.15月分引き上げ、4.30月分とすることが適当である。

また、支給月数の引上げ分は、民間事業所の特別給の支給状況等を踏まえつつ、勤務実績に応じた給与を推進するため、勤勉手当に0.15月分を配分する。

なお、支給期への配分については、6月期及び12月期の勤勉手当に均等に配分することとするが、本年度については12月期の勤勉手当に配分することとする。

再任用職員については、支給月数を0.05月分引き上げ2.25月分とする。引上げ分の配分については、勤勉手当に0.05月分を配分し、支給期への配分については、職員と同様とする。

任期付研究員及び特定任期付職員については、期末手当の支給月数を0.15月分引き上げ3.25月分とする。支給期への配分については、6月期及び12月期の支給月数が均等になるよう配分することとするが、本年度については12月期に配分することとする。

## 5 給与制度の改正等

### (1) 扶養手当の見直し

人事院は、社会全体として、共働き世帯が片働き世帯よりも多くなるなど、女性の就労をめぐる状況に大きな変化が生ずる中、民間企業において、配偶者に家族手当を支給する事業所の割合が減少傾向にあり、公務においても配偶者を扶養親族とする職員の割合が減少傾向にあるなど、配偶者に係る手当をめぐる状況の変化等を踏まえ、配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額するとともに、子に要する経費の実情や我が国全体として少子化対策が推進されていることに配慮し、子に係る手当額の引上げを行うよう勧告を行った。

本県においても、国と同様に、配偶者に家族手当を支給する民間事業所の割合や配偶者を扶養親族とする本県職員の割合が減少傾向にあるなど、配偶者に係る手当をめぐる状況の変化等が認められるとともに少子化対策が喫緊の課題となっている。こうした本県における実情や女性の就労をめぐる社会状況の変化、他の都道府県の動向等を総合的に勘案し、人事院勧告の内容を踏まえた扶養手当の改定を行うことが適当である。なお、この改定は、平成29年4月1日から実施する必要があるが、これまでの受給者に与える影響を考慮した特例措置を講ずることとする。

## (2) 再任用職員の給与

人事院においては、再任用職員の増加や在職期間の長期化等の状況を踏まえ、再任用職員の勤勉手当について、勤務実績を支給額により反映し得るよう、「優秀」適用者の成績率を「良好（標準）」適用者の成績率よりも一定程度高いものとなるように設定することとした。

本県においても、今後、再任用職員の増加が見込まれることから、その能力及び経験の一層の活用を図るため、再任用職員の給与について、国の改正内容等を踏まえ適切に対応していく必要があると考える。

#### 1 人材の確保及び育成

##### (1) 有為な人材の確保

本県においては、少子化の進行による若年人口の減少を背景に、進学等による県外への転出や、民間企業、国、他の地方公共団体の採用数が増加傾向にあることなどを要因として、本県の職員採用試験における受験者数は減少傾向にある。

こうした状況の下、これまで本委員会においては、任命権者と連携し、岩手県庁業務セミナーや各大学での業務説明会の開催、職員との面談機会の提供等の受験者確保に取り組むとともに、I種採用試験における県の最終合格発表時期を前倒しするなどの採用試験の見直し、さらに震災復興業務対応として任用した任期付職員の正規職員への選考採用の実施など、人材確保に取り組んできたところである。

今後も県職員としての業務のやりがいや、採用後のキャリア形成支援など、その魅力を首都圏等の本県出身学生や県内の高校生等に積極的に発信し、県職員志望者の掘り起こしを行うとともに、引き続き採用試験の実施方法等について必要に応じた見直しを行いながら、有為な人材の確保に取り組んでいくこととする。

障がい者の雇用については、これまで身体障がい者を対象とした採用選考を実施し、雇用の促進に努めてきたところであるが、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律において、合理的配慮の提供義務等が定められたことを踏まえ、任命権者においては、引き続き障がい者雇用の取組を進めていく必要があると考える。

##### (2) 人材育成

本県においては、行政課題の複雑・多様化、公務を取り巻く環境の変化に的確かつ柔軟に対応するとともに、東日本大震災津波からの復興を成し遂げるため、職員一人ひとりが業務を進めていく上での意識や能力を高め、組織として最大限の成果を発揮していくことが求められている。

知事部局においては、これまで職員育成ビジョンを策定し、集合研修や派遣研修など体系的に人材育成の取組が行われてきたところである。

今後も職員全体の一層の資質向上を図るため、各職場における職務を通じた人材育成や、経験豊富なベテラン職員が培った知識、経験を継承する取組などを着実に進める必要があると考える。

また、女性の登用については、平成28年度における本県の行政職給料表適用者に占める女性職員の割合は26.2%と、5年前の平成23年度と比較して3.5ポイント上昇しているが、「いわて男女共同参画プラン」に掲げる県職員管理監督者（主査級以上）に占める女性の割合は、平成32年度までに22.0%とする目標に対し平成27年度

の実績は15.4%となっている。

こうした状況を踏まえ、任命権者においては、女性登用拡大に資する研修等を拡充するとともに、管理職員の意識啓発などを通じて、意欲と能力のある女性職員の一層の登用につなげていくことが重要であるとする。

#### 行政職給料表適用者に占める女性職員数の推移

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
職 員 数 (人)	4,631	4,552	4,517	4,519	4,490	4,489
女性職員数 (人)	1,053	1,060	1,085	1,119	1,144	1,174
女性職員割合 (%)	22.7	23.3	24.0	24.8	25.5	26.2

## 2 働き方改革と勤務環境の整備

### (1) 両立支援の推進

人事院においては、急速な高齢化の進行や生産年齢人口の減少、女性の就業者数の増加に伴って、働き方の見直しに向けた機運が高まる中、公務においても、高齢化や世帯構成の変化等による様々な育児や介護の形態に対応できるよう、柔軟な働き方とニーズに対応した両立支援制度と職場の支援体制の整備が重要であるとし、平成 29 年 1 月から施行される民間労働法制の改正内容に即した勤務時間法等の改正について勧告したところである。

本県においては、これまで育児休業や育児短時間勤務制度、子の看護休暇や短期介護休暇等の特別休暇制度などを整備し仕事と家庭の両立支援を推進しており、任命権者においては、次世代育成支援対策推進法や女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画を策定し、子育てしやすい職場環境づくりや女性の活躍を支援する職場づくりなどに取り組まれている。

一方、同計画に掲げる男性職員の育児休業等の取得率は、平成 32 年度の目標値 100%に対し平成 27 年度は 93.6%にとどまっている。

また、介護休暇取得者数は、平成 27 年度までの過去 5 か年平均で 11 人となっている。

このような状況の下、仕事と家庭との両立支援の推進は、職員の健康保持や優秀な人材の確保に資するだけでなく、女性職員の一層の登用にもつながるものであり、本県においても、全ての職員がそれぞれの能力や経験等を十分に発揮できるよう、様々な職員の状況やニーズに対応した就業環境を整備することが重要である。

任命権者においては、今後、育児休業等に係る子の範囲の拡大、介護休暇の分割、介護時間の新設等の育児・介護に関する国の法令改正の動向を踏まえ、適切に対応す



るとともに、全ての職員が安心して働き続けることができるよう、休暇制度の拡充や職場の支援体制の構築について検討を行うことが必要と考える。

また、国において実施されているフレックスタイム制度やテレワークは、柔軟な働き方の一つとしてワーク・ライフ・バランスの実現に資するものであるが、本県における導入に当たっては様々な課題等があることから、復興業務等の状況、国や他の都道府県の動向等も注視しながら、検討を進めていく必要があると考える。

#### 男性職員の育児休業等の取得率の推移

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
育児休業等取得 (%)	88.5	75.5	93.8	93.8	93.6

(注) 医療局、教育委員会及び警察本部を除く任命権者における男性職員の育児休業等（育児休業、部分休業、育児短時間勤務、配偶者出産休暇、育児参加休暇のいずれかを取得した者）の取得率である。

#### 介護休暇取得者数の推移

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
男 性 (人)	4	11	3	4	2
女 性 (人)	8	7	10	4	4
合 計 (人)	12	18	13	8	6

(注) 1 知事部局及び教育委員会における取得者数である。  
2 当該年度に介護休暇の取得を開始した職員数である。

## (2) 長時間勤務の解消

本県における職員の超過勤務については、東日本大震災津波発災後の超過勤務時間が例年を上回る状況となっていたが、平成 27 年度は発災前と同じ水準まで減少した。しかし、復興関連事業の本格化に伴い、依然として高い水準にある公所がみられるほか、本年度は第 71 回国民体育大会及び第 16 回全国障害者スポーツ大会の開催や平成 28 年台風第 10 号災害の復旧・復興に係る超過勤務の増加も懸念されるところである。

このため、任命権者においては、超過勤務の多い公所の管理監督者に対するヒアリングや管理監督者の会議の場において超過勤務の状況と改善に向けた意見交換を行うなど様々な取組が行われているところである。今後も業務等に応じた適切な人員体制を確立するとともに、管理監督者が勤務実態を的確に把握しながら業務の合理化・効率化や職員の意識改革を行うなど、管理監督者のリーダーシップと職員の相互理解の下で超過勤務の縮減や年次休暇の計画的な取得促進等の取組を進める必要があると考える。

また、教育現場を取り巻く環境の複雑化・多様化により学校に求められる役割が増大する中、教育職員の長時間勤務の改善が課題となっていることから、文部科学省においては、平成 27 年 7 月に学校における業務改善の基本的な考え方や方向性等を示したガイドラインを公表するとともに、平成 28 年 6 月、部活動の運営や勤務時間管理等の学校業務の適正化の推進に向けた支援の依頼について教育委員会に通知した。

このような状況を踏まえ、本県では、職員団体等と協議の場を設け、その中で部活動指導業務の見直しや勤務時間把握の適正化について検討を行うなど教育職員の勤務負担軽減に向けた取組が進められているところである。

教育委員会においては、教育職員の総勤務時間数が多い状況にあることから、国からの通知を踏まえ、業務改善や勤務時間の管理を徹底するとともに、長時間勤務の改善策の検討を行い、実効性のある取組を進める必要があると考える。

#### 職員一人当たりの月間超過勤務時間数の推移

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
超過勤務時間数 (時間/月)	16.1	19.7	21.6	17.2	16.2	15.6	16.1

(注) 1 再任用職員及び任期付職員は含まない。

2 任命権者の平均である。

3 超過勤務時間数は、年間の総超過勤務時間数を職員数及び月数(12)で除して算出したものである。

#### (3) 心身の健康管理

職員が心身ともに健康で職務に従事できることは、仕事と家庭の両立、さらには多様な県民ニーズに応え、質の高い行政サービスを提供していく観点からも重要である。

任命権者においては、これまでも職員の心身の健康管理対策として様々な取組が進められてきている。特に東日本大震災津波の発災以降は、復旧・復興に伴う業務量の増加などが職員に与える影響を考慮し、ストレスチェックや健康相談なども行われているところであるが、長期療養者のうち精神疾患によるものの割合がまだまだ高い状況にある。

本委員会としては、引き続き復興の推進や災害への対応が求められる中で、職員の心の健康面に対する十分な配慮が必要であると考えことから、任命権者においては、長時間勤務を行った職員に対する医師の面接指導の徹底、管理監督者による職場環境の改善や職員の不調の早期発見の支援などメンタルヘルス対策の重点的な取組を進める必要があると考える。

## 長 期 療 養 者 数 の 推 移

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
A. 長期療養者 (人)	148	144	125	114	130	120	139
B. うち精神疾患による長期療養者 (人)	98	105	86	74	81	84	92
B/A (%)	66.2	72.9	68.8	64.9	62.3	70.0	66.2

(注) 1 知事部局、教育委員会及び警察本部の合計である。

2 長期療養者とは、療養のため休職した者をいうものである。

#### (4) ハラスメント対策

パワー・ハラスメントなどのいわゆるハラスメントについては、任命権者において防止等に関する基本方針や要綱の策定、相談窓口の設置等の取組が進められてきたところであるが、本委員会への職員からの苦情相談の状況をみると、ハラスメントに関する相談件数は近年増加傾向にある。

ハラスメントは、職員の勤労意欲を減退させ、ひいては職員の心の健康に悪影響を及ぼす要因にもなり得るものであることから、その防止に向け、職員への意識啓発と相談窓口等の周知に一層取り組む必要がある。

本委員会としては、改正男女雇用機会均等法の施行により、平成 29 年 1 月から妊娠、出産、育児休業の取得等を理由としたハラスメントの防止措置を講ずるよう事業主に義務付けられることなども踏まえ、今後も任命権者において、管理監督者の意識啓発の徹底などハラスメントのない職場環境づくりを目指した取組の充実を図る必要があると考える。

### 3 高齢職員の能力及び経験の活用

人事院においては、雇用と年金の接続について、高齢層職員の能力及び経験の活用の観点から適切な措置を講じる必要があるとの基本的な考え方の下、60歳を超える職員の勤務形態に対する多様なニーズも踏まえた定年延長に向けた仕組みを具体化していくとともに、当面、定員問題等を考慮しつつ、約9割がフルタイム勤務となっている民間企業と同様にフルタイム中心の勤務を実現することを通じて、再任用職員の能力及び経験の一層の活用が図られるようにすることが必要である旨報告している。

その上で、推進すべき取組として、再任用希望者が培ってきた能力及び経験を活用し得るポストへの配置や、定年前から専門性を高めるための人事配置、さらに、定年前の職員に対する意識の切替えを促す取組などを挙げ、人事院として、フルタイム中心の再任用勤務の実現に向け、関係機関への働きかけをするとともに、再任用の運用実態や事例の収集・分析、情報提供などの支援を行っていくとしている。

本県における職員の再任用の状況については、平成28年4月における再任用職員数は、全体で343人と昨年の274人から69人増加しており、行政職と小中学校等の教育職員の再任用が増加している。また、再任用職員の勤務形態は、再任用職員の約7割がフルタイム勤務となっているが、職種によっては短時間勤務が9割を超えており、フルタイム中心の勤務となっている民間事業所の状況と大きく異なっている。

今後も年金支給開始年齢の引上げに伴い、再任用希望者の増加が見込まれる中で、希望に沿わない短時間勤務の任用が行われた場合、職員の士気の低下、生活に必要な収入が得られないなどの問題が深刻化するおそれがあり、ひいては公務能率の低下を招くことも危惧される。

任命権者においては、職員の希望に沿った再任用に努めているところであるが、今後の再任用希望者の増加、若年層の人口減少に伴う新規採用の困難性等も考慮し、それぞれの定員事情や人員構成の特性等を踏まえた計画的な人事管理、再任用職員の能力、経験及び専門性を有効に活用できる配置等について、国や他の都道府県における動向等にも留意しながら、早急に検討を進める必要があると考える。

(附属資料 第13表 参照)

## IV おわりに

本年の給与勧告は、公民較差を踏まえた月例給及び特別給の引上げ改定並びに扶養手当の見直しを行うこととした。

本県の職員においては、東日本大震災津波からの本格復興をはじめ、第71回国民体育大会及び第16回全国障害者スポーツ大会の開催、平成28年台風第10号災害の復旧・復興等の職務に全力を挙げて精励していると認識している。

この勧告により社会一般の情勢に適応した適正な処遇が確保されることは、職員の努力や実績に報いるとともに、本県の効率的な行政運営を維持する上での基盤となるものである。

議会及び知事におかれては、地方公務員法に定める職員の給与決定の根本基準、給与勧告制度の意義や役割を十分に理解され、別紙第2の勧告を実施されるよう要請する。



## 勸 告

本委員会は、別紙第 1 の報告に基づき、職員の給与について次の措置を講じられるよう勧告する。

### I 改定の内容

#### 1 本年の給与改定

- (1) 一般職の職員の給与に関する条例及び市町村立学校職員の給与等に関する条例の改正

ア 給料表

現行の給料表を別記第 1 のとおり改定すること。

イ 初任給調整手当

- (ア) 医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度を 413,800 円とすること。

- (イ) 医療職給料表(1)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を 50,600 円とすること。

ウ 期末手当及び勤勉手当

- (ア) 平成 28 年 12 月期の支給割合

a 特定幹部職員以外の職員

勤勉手当の支給割合を 0.925 月分とすること。再任用職員については、勤勉手当の支給割合を 0.425 月分とすること。

b 特定幹部職員

勤勉手当の支給割合を 1.125 月分とすること。再任用職員については、勤勉手当の支給割合を 0.525 月分とすること。

- (イ) 平成 29 年 6 月期以降の支給割合

a 特定幹部職員以外の職員

6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.85 月分とすること。再任用職員については、6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.4 月分とすること。

b 特定幹部職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.05月分とすること。再任用職員については、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.5月分とすること。

(2) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

ア 給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

イ 期末手当

(ア) 平成28年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.7月分とすること。

(イ) 平成29年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.625月分とすること。

(3) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

ア 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

イ 特定任期付職員の期末手当

(ア) 平成28年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.7月分とすること。

(イ) 平成29年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.625月分とすること。

## 2 扶養手当の見直し

- (1) 配偶者に係る手当の月額を6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（(2)において「特定職員」という。）にあつては、3,500円）とし、子に係る手当の月額（扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合にあつては、一般職の職員の給与に関する条例第27条第4項及び市町村立学校職員の給与等に関する条例第22条第4項の規定により加算される前の額）を1人につき10,000円とすること。



- (2) 特定職員に対して支給する配偶者及び子以外の扶養親族に係る手当の月額を1人につき3,500円とすること。
- (3) 職員に配偶者がいない場合の扶養親族1人に係る手当の月額を11,000円とする取扱いを廃止すること。
- (4) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員に対しては扶養手当（子に係る手当を除く。）を支給しないこととすること。

## II 改定の実施時期等

### 1 改定の実施時期

この改定は、平成28年4月1日から実施すること。ただし、Iの1の(1)のウの(ア)、(2)のイの(ア)及び(3)のイの(ア)については同年12月1日から、Iの1の(1)のウの(イ)、(2)のイの(イ)、(3)のイの(イ)及び2については、平成29年4月1日から実施すること。

### 2 扶養手当の月額等の特例措置

- (1) 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間における扶養手当の月額等については、Iの2の(1)中「6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（(2)において「特定職員」という。）にあつては、3,500円）」とあるのは「10,000円」と、「10,000円」とあるのは「8,000円」とし、Iの2の(2)中「3,500円」とあるのは「6,500円」とし、Iの2の(3)中「11,000円とする取扱いを廃止する」とあるのは「子にあつては10,000円とし、子以外の扶養親族にあつては9,000円とする」とし、Iの2の(4)中「職員に対しては扶養手当（子に係る手当を除く。）を支給しないこと」とあるのは「職員に対して支給する配偶者及び子以外の扶養親族に係る手当の月額を1人につき6,500円」とすること。
- (2) 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間における扶養手当の月額等については、Iの2の(1)中「6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける

職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（(2)において「特定職員」という。）にあつては、3,500 円）」とあるのは「6,500 円」とし、I の 2 の(2)中「3,500 円」とあるのは「6,500 円」とし、I の 2 の(4)中「職員に対しては扶養手当（子に係る手当を除く。）を支給しないこと」とあるのは「職員に対して支給する配偶者及び子以外の扶養親族に係る手当の月額を 1 人につき 6,500 円」とすること。

別記第1  
行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	142,900	193,400	229,900	263,400	289,700	320,600	365,100	411,000	461,700	525,600
	2	144,000	195,200	231,600	265,400	291,900	322,800	367,700	413,400	464,800	528,500
	3	145,200	197,000	233,100	267,200	294,200	325,100	370,200	415,900	467,900	531,600
	4	146,300	198,900	234,700	269,300	296,300	327,300	372,800	418,300	470,900	534,800
	5	147,400	200,500	236,200	271,100	298,400	329,500	374,800	420,200	473,900	537,900
	6	148,500	202,300	237,900	273,000	300,700	331,600	377,400	422,600	477,000	540,200
	7	149,600	204,100	239,400	274,900	303,000	333,800	379,700	424,700	480,000	542,700
	8	150,700	205,900	241,000	277,100	305,200	336,000	382,200	426,900	483,100	545,200
	9	151,800	207,600	242,500	279,200	307,300	338,100	384,700	428,900	485,800	547,600
	10	153,300	209,500	244,000	281,200	309,700	340,300	387,500	431,000	489,000	549,400
	11	154,600	211,300	245,600	283,300	311,900	342,400	390,100	433,200	492,000	551,200
	12	155,900	213,100	247,000	285,300	314,200	344,700	392,800	435,300	495,100	553,100
	13	157,200	214,500	248,500	287,400	316,300	346,600	395,200	437,000	497,800	554,800
	14	158,700	216,300	250,000	289,500	318,400	348,600	397,500	438,800	500,200	556,300
	15	160,200	218,000	251,300	291,500	320,700	350,700	399,800	440,800	502,500	557,600
	16	161,800	219,800	252,700	293,500	322,800	352,700	402,200	442,800	504,800	558,700
	17	163,100	221,600	254,300	295,500	324,900	354,600	404,000	444,800	506,900	560,000
	18	164,700	223,300	256,000	297,500	326,900	356,600	406,000	446,600	508,300	561,000
	19	166,200	224,900	257,700	299,700	329,000	358,400	407,900	448,400	509,800	561,900
	20	167,700	226,500	259,500	301,700	331,000	360,300	409,800	450,100	511,300	562,800
	21	169,100	228,000	261,100	303,700	333,000	362,300	411,700	451,900	512,500	563,700
	22	171,800	229,700	262,900	305,800	335,100	364,200	413,500	453,400	513,900	
	23	174,400	231,400	264,700	307,800	337,100	366,300	415,300	454,900	515,400	
	24	177,100	233,000	266,400	310,000	339,200	368,200	417,200	456,400	516,900	
	25	179,800	234,300	268,400	311,800	340,700	370,200	419,000	457,800	518,000	
	26	181,500	235,800	270,300	313,900	342,700	372,100	420,500	459,100	519,100	
	27	183,200	237,200	272,100	316,000	344,600	374,100	422,100	460,400	520,300	
	28	184,900	238,500	273,900	318,000	346,500	376,200	423,700	461,600	521,500	
	29	186,400	239,800	275,700	319,900	348,200	377,700	425,300	462,600	522,600	
	30	188,300	241,000	277,600	322,000	350,100	379,500	426,600	463,300	523,500	
	31	190,100	242,000	279,500	324,100	352,000	381,300	427,900	464,100	524,400	
	32	191,800	243,300	281,200	326,200	353,900	382,900	429,100	464,800	525,300	
	33	193,400	244,600	282,900	327,600	355,800	384,700	430,300	465,500	526,100	
	34	194,900	245,800	284,800	329,600	357,600	386,100	431,600	466,400	527,000	
	35	196,400	247,000	286,700	331,600	359,400	387,700	433,000	467,100	527,700	
	36	198,000	248,300	288,600	333,700	361,100	389,300	434,200	467,700	528,200	
	37	199,300	249,200	290,200	335,600	362,500	390,700	435,400	468,200	528,900	
	38	200,600	250,600	291,900	337,500	363,800	391,900	436,200	468,800	529,500	
	39	201,900	252,000	293,700	339,500	365,300	393,100	437,000	469,400	530,300	
	40	203,200	253,600	295,500	341,400	366,700	394,200	437,800	470,000	530,900	
	41	204,500	255,000	297,200	343,400	368,000	395,300	438,400	470,500	531,400	
	42	205,800	256,400	299,000	345,300	368,900	396,500	439,100	471,000		
	43	207,100	257,800	300,600	347,100	370,000	397,700	439,800	471,400		
	44	208,400	259,100	302,200	349,000	371,100	398,900	440,500	471,700		
	45	209,700	260,300	303,900	350,500	371,900	399,600	441,300	472,000		
	46	211,000	261,600	305,600	351,900	372,800	400,300	442,100			
	47	212,300	263,000	307,200	353,400	373,700	401,000	442,500			
	48	213,600	264,400	309,000	355,000	374,600	401,700	443,300			

	49	214,700	265,700	310,100	356,600	375,500	402,300	443,800		
	50	215,800	266,800	311,600	357,400	376,400	402,900	444,200		
	51	216,800	268,100	313,100	358,600	377,200	403,400	444,600		
	52	217,900	269,400	314,700	359,600	378,000	403,800	445,000		
	53	219,000	270,400	316,300	360,500	378,700	404,200	445,400		
	54	220,000	271,500	317,900	361,600	379,400	404,500	445,800		
	55	221,000	272,800	319,500	362,500	380,100	404,800	446,200		
	56	222,000	274,100	321,100	363,600	380,800	405,100	446,500		
	57	222,600	275,200	322,600	364,500	381,300	405,400	446,800		
	58	223,500	276,300	323,800	365,300	381,900	405,700	447,200		
	59	224,300	277,300	325,000	366,000	382,500	406,000	447,500		
	60	225,200	278,400	326,200	366,700	383,200	406,300	447,800		
再任職員以外の職員	61	225,900	279,600	326,900	367,100	383,600	406,600	448,100		
	62	226,900	280,600	327,800	367,700	384,300	406,900			
	63	227,700	281,500	328,600	368,400	384,900	407,200			
	64	228,600	282,500	329,400	369,100	385,500	407,500			
	65	229,300	283,200	330,300	369,400	385,900	407,800			
	66	230,100	284,100	330,700	370,100	386,500	408,100			
	67	231,100	284,800	331,500	370,800	387,100	408,400			
	68	232,200	285,700	332,300	371,500	387,800	408,700			
	69	232,900	286,800	333,100	371,800	388,200	408,900			
	70	233,600	287,600	333,800	372,400	388,700	409,200			
71	234,200	288,400	334,500	373,100	389,200	409,500				
72	235,000	289,200	335,200	373,700	389,800	409,900				
73	235,800	290,000	335,700	374,000	390,100	410,100				
74	236,500	290,500	336,300	374,600	390,500	410,400				
75	237,200	290,900	336,800	375,300	390,900	410,700				
76	237,800	291,400	337,400	375,900	391,300	410,900				
77	238,500	291,500	337,700	376,400	391,600	411,100				
78	239,300	291,900	338,200	376,900	391,900					
79	240,100	292,100	338,600	377,500	392,200					
80	240,800	292,500	339,100	378,000	392,500					
81	241,500	292,700	339,500	378,500	392,700					
82	242,300	292,900	340,000	379,100	393,000					
83	243,000	293,300	340,500	379,600	393,300					
84	243,700	293,600	341,000	379,900	393,500					
85	244,300	293,900	341,300	380,300	393,700					
86	245,000	294,200	341,700	380,800	394,000					
87	245,700	294,500	342,200	381,200	394,300					
88	246,400	294,900	342,700	381,600	394,500					
89	247,100	295,200	343,000	382,000	394,700					
90	247,600	295,600	343,400	382,500	395,000					
91	248,000	295,900	343,900	382,900	395,300					
92	248,500	296,300	344,300	383,300	395,500					
93	248,800	296,400	344,500	383,600	395,700					
94		296,600	344,900	384,100	396,000					
95		297,000	345,400	384,500	396,300					
96		297,400	345,800	384,900	396,500					
97		297,700	345,900	385,200	396,700					
98		298,000	346,400	385,700						
99		298,400	346,800	386,100						
100		298,800	347,100	386,500						

	101		299,000	347,400	386,800						
	102		299,300	347,800							
	103		299,700	348,200							
	104		300,000	348,600							
	105		300,200	349,100							
	106		300,500	349,500							
	107		300,900	349,900							
	108		301,200	350,300							
	109		301,400	350,800							
	110		301,800	351,200							
	111		302,200	351,500							
	112		302,500	351,800							
	113		302,600	352,300							
	114		302,900								
	115		303,200								
	116		303,600								
	117		303,800								
	118		304,000								
	119		304,300								
	120		304,600								
	121		305,000								
	122		305,200								
	123		305,500								
	124		305,800								
	125		306,100								
再任 用職 員		188,600	216,300	256,700	276,300	291,500	317,100	359,200	392,600	444,200	525,300

公安職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	166,400	182,200	208,900	249,300	293,400	320,100	349,000	384,100	425,800
	2	168,100	184,000	211,000	251,100	295,400	322,400	351,200	386,300	427,600
	3	169,900	185,800	213,000	252,900	297,500	324,700	353,500	388,500	429,500
	4	171,600	187,700	215,000	254,800	299,900	326,800	355,800	390,600	431,400
	5	173,100	189,600	217,000	256,500	301,700	329,100	357,800	392,400	432,900
	6	175,000	191,900	219,000	258,300	303,900	331,300	359,900	394,400	434,600
	7	176,900	194,200	221,100	259,900	306,000	333,700	362,100	396,200	436,200
	8	178,800	196,500	223,000	261,600	308,200	335,900	364,300	398,000	437,700
	9	180,500	198,800	225,100	263,000	310,300	337,800	366,300	399,900	439,300
	10	182,200	201,400	226,900	264,600	312,500	340,100	368,500	401,900	441,000
	11	183,900	203,900	228,700	266,000	314,800	342,400	370,600	403,900	442,600
	12	185,600	206,400	230,500	267,300	316,900	344,700	372,800	406,000	444,300
	13	187,600	208,700	232,500	268,900	319,000	346,700	374,800	407,700	445,400
	14	189,700	210,600	234,400	270,300	321,400	348,800	377,000	409,900	447,000
	15	191,800	212,400	236,300	271,400	323,600	351,000	379,200	411,900	448,800
	16	193,900	214,200	238,200	272,700	325,800	353,100	381,300	414,000	450,600
	17	196,100	216,100	239,800	273,700	327,700	355,400	383,000	415,700	452,200
	18	198,600	218,000	241,600	275,100	330,000	357,400	385,000	417,400	454,000
	19	201,000	219,900	243,500	276,600	332,200	359,500	386,900	419,100	455,900
	20	203,400	221,800	245,300	278,000	334,500	361,600	389,000	420,700	457,600
	21	205,900	223,500	246,900	279,300	336,500	363,500	390,800	422,500	459,200
	22	207,700	225,300	248,300	280,700	338,500	365,600	392,900	424,100	460,900
	23	209,600	227,100	249,500	282,000	340,600	367,600	395,000	425,500	462,500
	24	211,400	228,900	250,800	283,500	342,700	369,700	397,000	427,000	464,300
	25	213,300	230,600	252,100	284,700	344,700	371,500	398,800	428,300	465,900
	26	215,100	232,400	253,400	286,600	346,800	373,500	400,800	429,700	467,300
	27	216,900	234,100	254,800	288,700	348,800	375,500	402,900	431,200	468,800
	28	218,600	235,800	256,000	290,700	350,800	377,600	405,000	432,900	470,100
	29	220,600	237,200	257,200	292,600	352,800	379,500	406,500	434,200	471,300
	30	222,400	239,000	258,300	294,600	355,000	381,600	408,300	435,900	472,000
	31	224,200	240,800	259,600	296,400	357,000	383,700	410,100	437,600	472,700
	32	226,000	242,600	260,700	298,400	359,100	385,700	411,800	439,200	473,400
	33	227,700	244,100	261,400	300,200	360,700	387,700	413,500	440,600	473,900
	34	229,400	245,600	262,600	302,000	362,700	389,800	415,000	442,300	474,700
	35	231,100	246,900	263,700	303,900	364,600	391,900	416,600	444,100	475,400
	36	232,900	248,300	264,900	305,700	366,800	393,800	418,100	445,700	476,000
	37	234,300	249,600	265,900	307,500	368,700	395,500	419,400	446,900	476,300
	38	236,100	250,900	267,100	309,500	370,800	397,000	421,000	447,800	477,000
	39	237,900	252,100	268,100	311,400	372,800	398,300	422,500	448,500	477,500
	40	239,700	253,300	269,100	313,100	374,800	399,800	424,000	449,200	478,000
	41	241,100	254,600	270,300	315,000	376,900	401,000	425,500	449,600	478,500
	42	242,500	255,800	271,700	316,800	379,000	402,100	426,800	450,200	478,900
	43	243,900	256,900	273,000	318,700	381,100	403,100	428,100	450,900	479,300
	44	245,100	258,000	274,200	320,700	383,100	404,100	429,300	451,500	479,700
	45	246,400	258,900	275,300	322,400	384,800	405,300	430,300	452,300	480,000
	46	247,500	260,000	276,900	324,300	386,500	406,500	431,000	453,000	
	47	248,500	261,100	278,400	326,200	388,200	407,600	431,800	453,500	
	48	249,400	262,300	280,000	328,000	389,900	408,800	432,700	454,000	

	49	250,300	263,200	281,800	329,600	391,300	410,200	433,200	454,600
	50	251,400	264,400	283,500	331,200	392,300	411,000	433,600	454,900
	51	252,600	265,500	285,200	332,800	393,300	411,800	434,000	455,200
	52	253,700	266,600	286,700	334,500	394,300	412,500	434,300	455,600
	53	254,600	267,800	288,300	336,100	395,600	413,000	434,600	456,000
	54	255,800	268,800	290,100	337,800	396,700	413,700	435,000	456,200
	55	256,700	270,200	291,800	339,600	397,800	414,400	435,300	456,500
	56	257,900	271,400	293,500	341,400	399,100	415,000	435,600	456,700
	57	258,900	272,400	295,100	342,600	400,400	415,700	435,900	457,100
	58	259,900	274,000	296,800	344,300	401,200	416,100	436,200	457,300
	59	260,700	275,400	298,700	345,900	402,000	416,700	436,500	457,500
	60	261,700	277,100	300,500	347,500	402,700	417,300	436,800	457,700
	61	262,800	278,700	301,900	349,100	403,200	417,700	437,100	458,100
	62	263,800	280,300	303,700	350,800	403,900	418,300	437,400	
	63	265,000	281,900	305,500	352,500	404,600	418,800	437,700	
	64	265,900	283,400	307,200	354,300	405,300	419,300	438,000	
	65	267,000	284,900	308,700	355,900	405,600	419,800	438,300	
	66	268,200	286,300	310,500	357,500	406,300	420,400	438,600	
	67	269,400	287,900	312,000	359,100	407,000	420,900	438,900	
	68	270,700	289,300	313,700	360,700	407,600	421,400	439,200	
再任 用職 員以 外の 職員	69	271,900	290,900	315,200	361,900	408,000	421,800	439,400	
	70	273,300	292,400	316,600	363,300	408,500	422,100	439,700	
	71	274,700	294,000	318,100	364,600	409,100	422,400	440,000	
	72	276,100	295,600	319,600	366,100	409,700	422,700	440,300	
	73	277,400	296,800	320,600	367,300	410,200	423,000	440,500	
	74	278,800	298,300	322,200	368,500	410,600	423,300	440,800	
	75	280,200	299,800	323,700	369,800	411,100	423,600	441,100	
	76	281,400	301,300	325,400	371,100	411,600	423,900	441,400	
	77	282,600	302,400	327,200	372,400	412,100	424,100	441,600	
	78	283,800	303,900	328,900	373,600	412,600	424,400		
	79	285,000	305,200	330,500	374,800	413,200	424,700		
	80	286,100	306,700	332,200	376,100	413,700	425,000		
	81	287,300	308,100	333,900	377,300	414,100	425,200		
	82	288,500	309,600	335,600	378,500	414,700	425,500		
	83	289,800	310,900	337,200	379,600	415,200	425,800		
	84	291,100	312,300	338,900	380,800	415,400	426,000		
	85	292,300	313,400	340,300	381,900	415,700	426,200		
	86	293,500	314,900	341,800	382,500	416,200	426,500		
	87	294,600	316,200	343,400	383,000	416,500	426,800		
	88	295,800	317,700	344,900	383,600	416,800	427,000		
	89	296,900	319,200	346,200	384,200	417,100	427,200		
	90	298,200	320,800	347,400	384,800	417,500	427,500		
	91	299,300	322,200	348,700	385,400	417,900	427,800		
	92	300,500	323,700	350,000	386,000	418,300	428,000		
	93	301,200	325,000	351,400	386,300	418,600	428,200		
	94	302,500	326,300	352,900	386,800	419,000	428,500		
	95	303,600	327,700	354,500	387,500	419,400	428,800		
	96	304,900	329,000	356,000	388,000	419,800	429,000		
	97	306,000	330,200	357,300	388,400	420,100	429,200		
	98	307,200	331,600	358,500	388,800	420,500			
	99	308,400	332,900	359,600	389,400	420,900			
	100	309,700	334,200	360,800	389,900	421,300			

	101	310,900	335,600	361,900	390,300	421,600				
	102	311,900	336,500	363,000	390,800	422,000				
	103	313,000	337,600	364,100	391,400	422,400				
	104	314,000	338,800	365,400	391,900	422,800				
	105	314,800	339,900	366,600	392,200	423,000				
	106	315,400	341,000	367,100	392,600					
	107	316,000	342,000	367,700	393,100					
	108	316,700	343,200	368,300	393,400					
	109	317,200	344,400	368,900	393,700					
	110	317,700	345,400	369,400	394,200					
	111	318,200	346,400	369,900	394,700					
	112	318,800	347,300	370,400	395,200					
	113	319,600	348,200	370,800	395,500					
	114	320,400	349,100	371,200	396,000					
	115	321,100	350,100	371,800	396,500					
	116	321,800	351,100	372,300	397,000					
	117	322,400	352,100	372,700	397,300					
	118	323,200	352,600	373,200	397,800					
	119	323,900	353,200	373,800	398,300					
	120	324,700	353,900	374,300	398,900					
	121	325,300	354,200	374,400	399,300					
	122	325,600	354,600	375,000	399,800					
	123	326,100	355,100	375,500	400,200					
	124	326,600	355,500	375,900	400,700					
	125	326,900	355,900	376,500	401,100					
	126		356,300	377,000						
	127		356,800	377,500						
	128		357,200	378,000						
	129		357,600	378,300						
	130		358,000	378,800						
	131		358,400	379,300						
	132		358,800	379,800						
	133		359,000	380,100						
	134		359,500	380,600						
	135		359,900	381,000						
	136		360,200	381,400						
	137		360,500	381,700						
	138		360,900	382,200						
	139		361,400	382,700						
	140		361,900	383,200						
	141		362,200	383,500						
	142		362,700							
	143		363,200							
	144		363,700							
	145		364,000							
再任用職員		242,900	254,700	258,800	290,400	307,000	321,300	345,100	380,500	412,400



教育職給料表  
ア 教育職給料表(1)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	156,600	201,300	262,300	331,100	419,800
	2	158,100	203,000	264,800	333,400	421,700
	3	159,600	204,700	267,200	335,700	423,500
	4	161,100	206,400	269,500	337,800	425,200
	5	162,800	208,200	272,100	340,100	426,700
	6	164,800	210,000	274,500	342,300	428,200
	7	166,600	211,700	276,800	344,700	430,100
	8	168,400	213,300	279,000	347,000	432,100
	9	170,200	215,100	281,300	348,900	433,900
	10	172,300	217,000	283,600	351,000	435,700
	11	174,300	218,900	286,000	353,200	437,600
	12	176,400	220,900	288,300	355,400	439,400
	13	178,400	222,600	290,700	357,500	441,100
	14	180,600	224,600	292,800	359,500	443,000
	15	182,800	226,600	294,700	361,500	444,900
	16	185,000	228,600	296,700	363,500	446,800
	17	187,400	230,500	299,000	365,400	448,500
	18	190,000	233,300	301,500	367,300	450,300
	19	192,500	236,000	304,000	369,300	452,100
	20	195,000	238,700	306,700	371,300	453,900
	21	197,500	241,300	309,000	373,000	455,600
	22	199,300	244,200	311,700	374,900	457,300
	23	201,000	246,800	314,000	376,900	459,200
	24	202,700	249,500	316,700	378,800	460,900
	25	204,200	252,000	319,300	380,200	462,600
	26	205,900	254,600	321,700	382,000	464,200
	27	207,600	257,100	324,100	383,800	465,900
	28	209,300	259,400	326,300	385,700	467,400
	29	210,800	262,100	328,600	387,700	468,900
	30	212,500	264,500	330,600	389,600	470,200
	31	214,200	266,800	332,900	391,500	471,500
	32	215,900	269,000	335,100	393,500	472,800
	33	217,500	271,200	337,100	395,200	474,000
	34	219,300	273,400	339,200	396,900	474,700
	35	221,200	275,600	341,400	398,600	475,400
	36	223,000	277,700	343,600	400,400	476,100
	37	224,600	280,000	345,700	401,600	476,700
	38	226,400	282,000	347,800	403,100	
	39	228,200	283,900	350,000	404,500	
	40	230,000	285,900	352,100	405,900	
	41	231,800	287,800	354,300	407,600	
	42	233,500	290,200	356,400	409,000	
	43	235,100	292,500	358,400	410,400	
	44	236,700	295,000	360,500	411,900	
	45	238,300	297,100	362,400	413,500	
	46	239,700	299,700	364,400	414,800	
	47	241,000	302,000	366,500	416,300	
	48	242,200	304,700	368,500	417,900	

	49	243,800	307,100	370,200	419,600
	50	245,300	309,600	372,000	421,100
	51	246,500	312,100	373,900	422,700
	52	248,000	314,400	375,900	424,200
	53	249,200	316,700	377,900	425,900
	54	250,400	318,900	379,700	427,400
	55	251,800	321,100	381,500	429,000
	56	252,900	323,300	383,200	430,600
	57	254,300	325,500	384,700	432,200
	58	255,400	327,600	386,300	433,700
	59	256,500	329,800	388,100	434,900
	60	257,700	331,900	389,800	436,100
	61	259,000	334,000	391,000	437,300
	62	260,300	336,100	392,400	438,600
	63	261,700	338,300	393,800	439,900
	64	262,900	340,500	395,100	441,100
	65	264,200	342,400	396,500	442,300
	66	265,800	344,700	397,700	443,600
	67	267,300	346,800	399,200	444,800
	68	269,000	349,000	400,600	446,000
	69	270,500	350,900	401,900	447,200
	70	271,900	352,800	403,200	448,400
	71	273,300	355,000	404,600	449,600
	72	274,700	357,000	405,900	450,800
	73	275,900	358,700	407,200	451,900
再任用職員以外の職員	74	277,300	360,600	408,600	452,500
	75	278,700	362,400	410,100	453,000
	76	279,900	364,300	411,400	453,500
	77	281,300	366,300	412,600	454,000
	78	282,500	368,000	413,800	
	79	283,700	369,700	415,100	
	80	284,900	371,300	416,500	
	81	286,000	372,800	417,800	
	82	287,300	374,300	419,000	
	83	288,500	375,800	420,000	
84	289,700	377,300	421,300		
85	290,900	378,400	422,500		
86	292,000	379,800	423,700		
87	293,100	381,200	424,900		
88	294,300	382,500	425,900		
89	295,500	383,800	427,000		
90	296,600	385,100	428,000		
91	297,900	386,300	429,000		
92	299,100	387,700	430,000		
93	299,800	389,000	430,900		
94	300,800	390,100	431,700		
95	301,900	391,400	432,600		
96	303,100	392,600	433,400		
97	304,100	394,000	434,200		
98	305,200	395,000	434,600		
99	306,200	396,100	435,000		
100	307,300	397,100	435,400		

101	308,200	398,000	435,800		
102	309,400	399,100	436,100		
103	310,500	400,200	436,400		
104	311,500	401,300	436,700		
105	312,100	402,000	437,000		
106	313,000	402,900	437,300		
107	313,800	403,800	437,600		
108	314,600	404,700	437,800		
109	315,500	405,500	438,000		
110	315,900	406,400	438,300		
111	316,300	407,200	438,600		
112	316,800	408,000	438,800		
113	317,400	408,600	439,000		
114	317,800	409,300	439,300		
115	318,300	410,100	439,600		
116	318,800	410,800	439,800		
117	319,400	411,400	440,000		
118	320,000	411,900			
119	320,400	412,300			
120	320,900	412,700			
121	321,400	413,100			
122	321,800	413,400			
123	322,300	413,700			
124	322,800	413,900			
125	323,400	414,100			
126	323,700	414,400			
127	324,000	414,700			
128	324,300	414,900			
129	324,500	415,100			
130	324,800	415,400			
131	325,100	415,700			
132	325,400	415,900			
133	325,600	416,100			
134	325,800	416,400			
135	326,000	416,700			
136	326,300	416,900			
137	326,600	417,100			
138	326,800	417,400			
139	327,100	417,700			
140	327,400	417,900			
141	327,600	418,100			
142	327,800	418,400			
143	328,100	418,700			
144	328,300	418,900			
145	328,600	419,100			
146	328,800				
147	329,100				
148	329,400				
149	329,600				
150	329,800				
151	330,100				
152	330,400				
153	330,600				
再任用職員	235,300	276,000	304,900	333,300	418,100

イ 教育職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	156,600	172,600	262,300	291,600	409,500
	2	158,100	174,700	264,800	294,200	411,100
	3	159,600	176,900	267,200	297,100	412,600
	4	161,100	179,100	269,500	299,700	414,100
	5	162,800	181,100	272,100	302,200	415,500
	6	164,800	183,300	274,500	304,600	416,900
	7	166,600	185,500	276,800	306,900	418,400
	8	168,400	187,800	279,000	309,300	420,000
	9	170,200	190,100	281,300	311,800	421,500
	10	172,300	192,900	283,600	314,400	422,900
	11	174,300	195,600	286,000	317,100	424,300
	12	176,400	198,400	288,300	320,000	425,600
	13	178,400	201,300	290,700	322,600	426,900
	14	180,600	203,000	292,800	324,600	428,300
	15	182,800	204,700	294,700	326,600	429,700
	16	185,000	206,400	296,700	328,900	431,100
	17	187,400	208,200	299,000	331,100	432,300
	18	190,000	210,000	301,500	333,400	433,700
	19	192,500	211,700	304,000	335,700	434,900
	20	195,000	213,300	306,700	337,800	436,200
	21	197,500	215,100	309,000	340,100	437,300
	22	199,300	217,000	311,700	342,300	438,500
	23	201,000	218,900	314,000	344,700	439,800
	24	202,700	220,900	316,700	347,000	441,100
	25	204,200	222,600	319,300	348,900	442,400
	26	205,800	224,600	321,700	350,700	443,700
	27	207,400	226,600	324,100	352,600	444,700
	28	208,900	228,600	326,300	354,600	445,800
	29	210,700	230,500	328,600	356,400	447,000
	30	212,400	233,300	330,600	358,200	447,800
	31	214,100	236,000	332,900	359,900	448,600
	32	215,800	238,700	335,100	361,800	449,500
	33	217,300	241,300	337,100	363,400	450,400
	34	219,000	244,200	339,200	365,200	450,900
	35	220,800	246,800	341,300	366,900	451,400
	36	222,500	249,500	343,400	368,700	451,900
	37	224,000	252,000	345,400	370,600	452,400
	38	225,700	254,600	347,300	372,100	
	39	227,400	257,100	349,300	373,600	
	40	229,100	259,400	351,200	375,200	
	41	230,700	262,100	353,000	376,500	
	42	232,500	264,500	354,900	377,900	
	43	234,100	266,800	356,700	379,300	
	44	235,700	269,000	358,400	380,800	
	45	237,400	271,200	360,200	382,300	
	46	238,900	273,400	361,900	383,900	
	47	240,300	275,600	363,400	385,500	
	48	241,700	277,700	365,100	387,000	

	49	243,200	280,000	366,400	388,500
	50	244,600	282,000	367,900	390,000
	51	246,100	283,900	369,500	391,500
	52	247,300	285,900	371,100	392,900
	53	248,400	287,800	372,600	394,100
	54	249,800	290,200	374,100	395,400
	55	251,000	292,500	375,600	396,500
	56	252,200	295,000	377,200	397,600
	57	253,400	297,100	378,700	399,100
	58	254,700	299,700	380,100	400,300
	59	255,800	302,000	381,500	401,500
	60	257,000	304,700	382,800	402,800
	61	258,400	307,100	383,700	404,000
	62	259,600	309,600	384,900	405,000
	63	260,800	312,100	386,100	406,400
	64	261,700	314,400	387,300	407,700
	65	262,700	316,700	388,200	408,900
	66	264,100	318,900	389,400	410,100
	67	265,600	321,100	390,400	411,300
	68	267,100	323,300	391,500	412,400
	69	268,700	325,500	392,700	413,400
	70	270,200	327,600	393,700	414,600
	71	271,700	329,800	394,800	415,800
	72	273,100	331,900	396,000	417,000
再任用職員以外の職員	73	274,200	334,000	397,000	417,600
	74	275,400	336,100	398,100	418,400
	75	276,800	338,300	399,300	419,100
	76	278,000	340,500	400,400	419,600
	77	279,400	342,300	401,300	419,900
	78	280,500	344,300	402,200	420,300
	79	281,700	346,200	403,200	420,700
	80	282,900	348,000	404,200	421,200
	81	284,100	349,800	405,000	421,500
	82	285,000	351,600	405,800	421,900
83	286,200	353,200	406,500	422,300	
84	287,500	355,100	407,300	422,600	
85	288,500	356,400	408,000	422,900	
86	289,400	358,000	408,800	423,300	
87	290,300	359,500	409,500	423,700	
88	291,300	361,000	410,300	424,000	
89	292,400	362,400	410,900	424,300	
90	293,300	363,700	411,600	424,600	
91	294,200	365,200	412,100	424,900	
92	295,100	366,600	412,800	425,100	
93	295,500	368,100	413,200	425,300	
94	296,200	369,400	413,600		
95	296,900	370,700	413,900		
96	297,800	371,900	414,200		
97	298,600	372,900	414,500		
98	299,400	373,900	414,800		
99	300,200	374,900	415,100		
100	300,900	375,900	415,300		

101	301,800	376,900	415,500
102	302,300	377,900	415,800
103	302,800	378,900	416,100
104	303,300	379,900	416,300
105	303,500	380,700	416,500
106	303,900	381,600	416,800
107	304,200	382,500	417,100
108	304,400	383,500	417,300
109	304,600	384,300	417,500
110	304,800	385,300	417,800
111	305,100	386,300	418,100
112	305,400	387,400	418,300
113	305,600	388,000	418,500
114	305,800	388,900	418,800
115	306,000	389,800	419,100
116	306,300	390,700	419,300
117	306,600	391,500	419,500
118	306,900	392,200	
119	307,200	393,000	
120	307,500	393,800	
121	307,600	394,400	
122	307,800	395,200	
123	308,100	395,900	
124	308,400	396,600	
125	308,600	397,200	
126		397,900	
127		398,500	
128		399,100	
129		399,800	
130		400,400	
131		400,900	
132		401,400	
133		401,700	
134		402,000	
135		402,300	
136		402,600	
137		402,900	
138		403,200	
139		403,500	
140		403,800	
141		404,100	
142		404,400	
143		404,700	
144		405,000	
145		405,200	
146		405,500	
147		405,800	
148		406,000	
149		406,200	
150		406,500	
151		406,800	
152		407,000	

	153		407,200			
	154		407,500			
	155		407,800			
	156		408,000			
	157		408,200			
再任用職員		226,400	272,700	300,000	326,500	408,000

研究職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	143,000	193,100	280,500	332,500	391,200
	2	144,100	195,700	282,900	334,700	394,100
	3	145,300	198,200	285,300	336,900	396,800
	4	146,400	200,600	287,800	338,900	399,700
	5	147,500	203,100	290,100	340,800	401,900
	6	148,800	205,400	292,300	343,000	404,600
	7	150,100	207,700	294,300	345,100	407,300
	8	151,400	210,000	296,300	347,100	410,100
	9	152,500	212,100	298,600	349,000	412,700
	10	154,300	214,400	301,200	351,000	415,300
	11	155,900	216,900	303,800	353,100	418,000
	12	157,500	219,200	306,600	355,200	420,900
	13	159,000	221,500	308,800	357,200	423,500
	14	160,900	223,900	311,500	359,100	426,200
	15	162,800	226,300	314,000	360,900	429,000
	16	164,900	228,700	316,800	362,800	431,700
	17	166,700	231,000	319,400	364,700	434,300
	18	168,900	233,900	321,700	366,700	436,900
	19	171,100	236,800	323,900	368,600	439,400
	20	173,200	239,700	326,000	370,600	442,000
	21	175,500	242,200	328,300	372,200	444,600
	22	177,900	245,000	330,300	374,200	447,200
	23	180,200	247,500	332,400	376,000	449,800
	24	182,500	250,200	334,400	378,000	452,300
	25	184,600	252,900	336,500	379,500	454,600
	26	186,900	255,400	338,400	381,200	456,900
	27	189,000	257,700	340,200	383,100	459,400
	28	191,100	259,900	342,100	385,000	461,900
	29	193,200	262,600	344,100	386,800	464,400
	30	195,000	264,800	345,800	388,800	467,000
	31	196,800	266,800	347,300	390,700	469,500
	32	198,600	268,900	349,000	392,600	472,000
	33	200,400	270,800	350,400	394,200	474,300
	34	202,300	272,800	351,800	396,000	476,700
	35	204,200	274,900	353,300	397,600	479,200
	36	206,100	276,900	354,900	399,500	481,700
	37	207,800	278,800	356,200	400,700	484,100
	38	209,800	280,300	357,600	402,200	486,600
	39	211,700	281,500	358,900	403,600	489,100
	40	213,600	283,000	360,300	405,000	491,600
	41	215,500	284,400	361,100	406,400	493,900
	42	217,400	285,400	362,200	407,700	496,100
	43	219,300	286,400	363,400	409,200	498,300
	44	221,300	287,500	364,500	410,900	500,600
	45	223,000	288,200	365,800	412,300	502,300
	46	224,900	289,400	367,000	413,500	503,800
	47	226,700	290,600	368,300	415,100	505,400
	48	228,500	291,800	369,400	416,700	506,900



	49	230,200	293,200	370,500	418,000	508,600
	50	232,100	294,500	371,800	419,400	510,000
	51	233,800	295,600	373,100	421,000	511,500
	52	235,500	296,700	374,400	422,400	513,000
	53	237,000	297,900	375,100	423,800	514,100
	54	238,800	299,200	376,200	425,200	515,300
	55	240,500	300,500	377,100	426,600	516,500
	56	242,100	301,600	378,100	428,000	517,700
	57	243,600	302,700	378,900	429,100	518,600
	58	244,800	303,800	379,700	430,400	519,600
	59	245,800	305,000	380,400	431,800	520,600
再任用職員以外の職員	60	246,900	306,200	381,100	433,200	521,600
	61	248,000	307,100	381,700	434,000	522,800
	62	249,100	308,200	382,400	434,900	523,700
	63	250,000	309,400	383,300	435,900	524,400
	64	251,100	310,500	384,200	436,800	525,100
	65	252,300	311,500	384,800	437,700	525,900
	66	253,500	312,600	385,600	438,500	526,700
	67	254,600	313,600	386,400	439,100	527,500
	68	255,500	314,600	387,300	439,900	528,300
	69	256,400	315,700	387,900	440,300	529,000
	70	257,800	316,700	388,600	440,900	529,800
	71	259,300	317,800	389,300	441,400	530,600
	72	260,700	318,900	390,000	441,900	531,400
	73	262,100	319,600	390,700	442,400	532,100
	74	263,500	320,700	391,300		
	75	265,000	321,800	391,900		
	76	266,100	322,900	392,600		
	77	267,200	324,000	393,300		
	78	268,400	325,000	393,900		
	79	269,700	325,900	394,500		
	80	270,800	326,800	395,100		
	81	272,200	327,900	395,700		
	82	273,500	328,700	396,300		
	83	274,800	329,400	396,900		
	84	276,100	330,200	397,500		
	85	277,200	330,700	398,000		
	86	278,300	331,300	398,600		
	87	279,600	331,800	399,100		
	88	280,800	332,300	399,800		
	89	281,800	332,600	400,200		
	90	283,000	333,100	400,700		
	91	284,100	333,600	401,200		
	92	285,300	334,100	401,900		
	93	286,300	334,400	402,300		
	94	287,400	334,800	402,800		
	95	288,400	335,300	403,300		
	96	289,400	335,800	404,000		
	97	289,900	336,300	404,400		
	98	290,800	336,800	404,900		
	99	291,500	337,300	405,400		
	100	292,400	337,800	406,100		

	101	293,300	338,300	406,500		
	102	294,000	338,800			
	103	294,700	339,300			
	104	295,400	339,800			
	105	296,100	340,400			
	106	296,600	340,700			
	107	297,100	341,200			
	108	297,700	341,600			
	109	297,900	342,100			
	110	298,300	342,600			
	111	298,600	343,100			
	112	298,900	343,500			
	113	299,200	344,000			
	114	299,500	344,400			
	115	299,800	344,900			
	116	300,100	345,300			
	117	300,400	345,800			
	118	300,800	346,200			
	119	301,100	346,600			
	120	301,500	347,000			
	121	301,800	347,400			
再任用職員		218,600	260,200	285,200	328,000	387,000

医療職給料表

ア 医療職給料表(1)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	245,200	330,500	395,500	470,600
2	247,700	333,500	398,400	472,900
3	250,200	336,400	401,300	475,100
4	252,700	339,400	404,100	477,400
5	255,000	342,100	406,800	479,700
6	258,800	345,400	409,500	481,900
7	262,600	348,500	412,300	484,100
8	266,400	351,600	415,000	486,300
9	270,000	354,500	417,500	488,300
10	274,000	357,400	420,200	490,400
11	278,000	360,500	422,900	492,500
12	282,000	363,700	425,600	494,600
13	285,800	366,700	428,000	496,700
14	289,800	370,300	430,500	498,800
15	293,700	373,500	432,900	500,900
16	297,600	377,200	435,400	503,000
17	301,400	380,800	437,600	505,100
18	305,000	383,500	440,000	507,100
19	308,500	386,300	442,400	509,100
20	312,100	389,000	444,800	511,100
21	315,700	391,900	446,600	512,900
22	319,400	394,500	449,000	514,700
23	322,900	397,100	451,400	516,600
24	326,400	399,500	453,700	518,500
25	329,900	401,800	455,800	520,200
26	332,700	404,100	458,100	522,000
27	335,300	406,400	460,300	523,800
28	337,900	408,700	462,600	525,600
29	340,700	411,000	464,800	527,400
30	342,800	413,100	467,100	529,200
31	345,000	415,100	469,400	531,000
32	347,400	417,200	471,600	532,800
33	349,700	419,300	473,600	534,400
34	352,100	421,200	475,700	536,200
35	354,300	423,200	477,800	537,900
36	356,800	425,200	479,900	539,700
37	359,200	427,200	482,000	541,300
38	361,600	429,200	483,800	542,900
39	364,000	431,200	485,600	544,300
40	366,200	433,200	487,400	545,900
41	368,500	435,100	489,100	547,400
42	369,900	436,900	490,900	548,800
43	371,400	438,600	492,700	550,200
44	372,800	440,400	494,500	551,500
45	374,300	442,300	496,100	552,700
46	375,700	444,100	497,800	553,700
47	377,200	445,900	499,600	554,700
48	378,700	447,600	501,400	555,700

49	379,900	449,400	503,000	556,700
50	380,900	451,100	504,300	557,600
51	381,900	452,900	505,600	558,500
52	382,800	454,700	506,900	559,400
53	383,800	456,600	508,100	560,200
54	384,700	457,800	509,400	561,100
55	385,600	459,000	510,700	562,000
56	386,500	460,200	512,000	562,900
57	387,400	461,400	513,000	563,800
58	388,300	462,400	513,800	564,700
59	389,100	463,400	514,600	565,600
60	389,900	464,400	515,400	566,300
61	390,600	465,200	516,300	567,200
62	391,100	465,900	517,100	568,100
63	391,500	466,600	518,000	569,000
64	392,000	467,300	518,800	569,900
65	392,300	468,000	519,700	570,800
66		468,700	520,600	
67		469,400	521,300	
68		470,100	522,200	
69		470,500	523,100	
70		471,200	523,900	
71		471,900	524,800	
72		472,600	525,700	
73		473,000	526,500	
74		473,600	527,400	
75		474,300	528,300	
76		475,000	529,000	
77		475,400	529,800	
78		476,000	530,700	
79		476,600	531,600	
80		477,100	532,500	
81		477,700	533,300	
82		478,200	534,200	
83		478,700	535,100	
84		479,200	536,000	
85		479,600	536,800	
86		480,200	537,700	
87		480,600	538,600	
88		481,100	539,500	
89		481,600	540,300	
90		482,200		
91		482,800		
92		483,200		
93		483,700		
94		484,300		
95		484,900		
96		485,500		
97		486,000		

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	147,800	186,000	221,800	248,100	280,600	328,400	373,600
	2	149,200	187,700	223,400	249,500	282,600	330,400	376,400
	3	150,600	189,300	225,000	250,700	284,800	332,700	379,000
	4	152,000	190,900	226,600	252,100	287,000	334,900	381,700
	5	153,300	192,400	228,000	253,300	289,200	336,900	384,100
	6	155,100	194,000	229,600	254,600	291,300	339,100	386,800
	7	156,800	195,600	231,100	255,800	293,400	341,200	389,500
	8	158,500	197,100	232,800	256,900	295,500	343,500	392,200
	9	160,200	198,800	234,100	258,200	297,500	345,400	394,300
	10	161,900	200,500	235,600	259,200	299,800	347,500	396,600
	11	163,600	202,100	237,000	260,200	301,900	349,700	398,900
	12	165,500	203,800	238,200	261,200	304,100	351,800	401,100
	13	167,000	205,400	239,900	262,500	306,300	353,400	403,200
	14	168,900	207,000	241,300	264,000	308,200	355,500	405,200
	15	170,900	208,600	242,600	265,700	310,400	357,400	407,200
	16	172,800	210,300	244,000	267,200	312,400	359,400	409,300
	17	174,700	211,800	245,100	268,700	314,500	361,300	411,200
	18	176,700	213,400	246,300	270,500	316,500	363,300	413,200
	19	178,500	215,100	247,500	272,300	318,600	365,400	415,100
	20	180,400	216,800	248,700	274,100	320,800	367,400	417,200
	21	182,300	218,100	250,100	276,000	322,700	369,200	419,000
	22	183,800	219,600	251,100	277,800	324,700	371,200	420,600
	23	185,300	221,100	252,100	279,600	326,600	373,300	422,300
	24	186,900	222,600	253,200	281,300	328,600	375,400	423,800
	25	188,500	224,000	254,500	283,100	330,500	376,900	425,300
	26	190,000	225,400	255,900	285,000	332,500	378,700	426,600
	27	191,500	226,700	257,300	287,000	334,500	380,500	427,900
	28	192,900	228,000	258,800	288,800	336,500	382,200	429,200
	29	194,400	229,400	260,200	290,800	338,000	384,000	430,500
	30	195,700	230,800	261,900	292,600	339,800	385,500	431,700
	31	197,000	232,400	263,600	294,400	341,500	387,100	433,000
	32	198,400	233,800	265,300	296,300	343,400	388,900	434,100
	33	199,800	235,100	266,800	298,100	345,100	390,200	435,300
	34	201,200	236,400	268,600	299,800	346,900	391,500	436,500
	35	202,600	237,400	270,300	301,600	348,800	392,800	437,700
	36	204,000	238,700	272,000	303,400	350,600	394,000	438,900
	37	205,100	240,100	273,500	304,900	352,400	395,100	440,200
	38	206,400	241,400	275,200	306,600	354,200	396,300	441,000
	39	207,700	242,600	277,000	308,200	355,800	397,400	441,400
	40	209,100	243,900	278,600	309,900	357,500	398,600	442,100
	41	210,300	245,200	280,300	311,700	358,700	399,400	442,600
	42	211,500	246,400	281,900	313,400	359,800	400,200	443,000
	43	212,700	247,600	283,600	315,000	361,000	401,000	443,500
	44	213,900	248,700	285,300	316,700	362,200	401,800	443,900
	45	215,100	249,800	286,900	317,800	363,400	402,200	444,300
	46	216,200	251,200	288,600	319,200	364,200	402,800	444,700
	47	217,200	252,700	290,300	320,800	365,500	403,300	445,100
	48	218,300	254,200	291,900	322,400	366,600	403,700	445,400

	49	219,300	255,800	293,300	323,800	367,600	404,100	445,700
	50	220,400	257,200	294,900	325,100	368,600	404,400	446,100
	51	221,300	258,600	296,300	326,300	369,600	404,700	446,400
	52	222,300	259,900	298,000	327,600	370,600	405,000	446,700
	53	222,900	261,000	299,400	328,700	371,400	405,300	447,000
	54	223,800	262,400	300,900	329,700	372,200	405,600	
	55	224,500	263,800	302,300	330,800	373,100	405,900	
	56	225,500	265,200	303,800	331,900	374,000	406,200	
	57	226,200	266,200	305,000	332,400	374,500	406,500	
	58	227,100	267,500	306,200	333,300	375,300	406,800	
	59	227,800	268,800	307,400	334,100	376,200	407,100	
	60	228,600	270,100	308,900	335,000	377,000	407,500	
再任 用職 員以 外の 職員	61	229,500	271,000	310,200	335,800	377,400	407,700	
	62	230,300	272,200	311,400	336,100	378,100	408,000	
	63	231,300	273,500	312,700	336,700	378,800	408,300	
	64	232,400	274,800	313,900	337,400	379,500	408,600	
	65	233,000	275,900	315,300	338,000	379,900	408,800	
	66	233,800	277,000	316,100	338,700	380,500		
	67	234,600	278,000	316,900	339,400	381,200		
	68	235,400	279,100	317,700	340,100	381,800		
	69	236,100	280,200	318,300	340,800	382,200		
	70	236,800	281,200	319,000	341,300	382,700		
	71	237,500	282,300	319,700	341,900	383,200		
	72	238,100	283,400	320,400	342,600	383,700		
	73	238,800	284,200	321,100	342,900	384,300		
	74	239,600	284,900	321,300	343,500	384,800		
	75	240,400	285,400	321,900	344,000	385,400		
	76	241,100	286,200	322,500	344,600	386,000		
	77	241,800	287,100	323,100	345,100	386,500		
	78	242,400	287,700	323,600	345,600	387,000		
	79	243,000	288,300	324,100	346,100	387,600		
	80	243,600	288,900	324,600	346,500	388,100		
	81	243,900	289,600	325,200	346,800	388,400		
	82	244,300	290,100	325,700	347,100	388,900		
	83	244,700	290,500	326,100	347,500	389,300		
	84	245,100	290,900	326,600	347,800	389,700		
	85	245,500	291,100	327,100	348,300	390,100		
	86		291,300	327,500	348,600	390,600		
	87		291,500	327,700	348,900	391,000		
	88		291,700	328,100	349,200	391,400		
	89		292,100	328,500	349,600	391,800		
	90		292,300	328,900	349,900	392,300		
	91		292,500	329,300	350,300	392,700		
	92		292,700	329,700	350,600	393,100		
	93		293,100	330,000	351,000	393,500		
	94		293,300	330,200	351,300	394,000		
	95		293,500	330,600	351,600	394,400		
	96		293,800	330,900	351,900	394,800		
	97		294,200	331,200	352,200	395,200		
	98		294,500	331,500	352,600			
	99		294,700	331,800	353,000			
	100		295,000	332,100	353,400			

	101		295,300	332,300	354,000			
	102		295,500	332,600	354,400			
	103		295,700	333,000	354,800			
	104		296,000	333,200	355,200			
	105		296,300	333,300	355,700			
	106			333,600				
	107			334,000				
	108			334,200				
	109			334,400				
	110			334,800				
	111			335,200				
	112			335,600				
	113			335,800				
再任用職員		189,600	216,400	244,900	258,400	283,800	324,900	367,500

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	161,500	189,300	238,100	261,200	286,600	331,800
	2	162,900	191,400	239,900	262,200	288,500	333,900
	3	164,500	193,500	241,700	263,100	290,300	336,000
	4	165,900	195,500	243,600	264,200	292,200	338,200
	5	167,400	197,600	245,000	265,100	294,000	340,300
	6	168,900	200,000	246,300	266,100	295,800	342,500
	7	170,400	202,300	247,500	266,900	297,700	344,700
	8	171,900	204,600	248,800	267,900	299,600	346,800
	9	173,200	207,000	249,900	269,000	301,500	348,400
	10	174,900	208,400	251,000	269,800	303,400	350,400
	11	176,600	209,900	251,900	270,900	305,200	352,300
	12	178,200	211,300	252,800	272,100	307,100	354,400
	13	179,700	212,700	254,200	273,400	308,800	356,400
	14	181,700	214,200	255,300	274,700	310,500	358,500
	15	183,700	215,700	256,100	276,000	312,300	360,600
	16	185,700	216,900	257,100	277,500	314,100	362,600
	17	188,000	218,300	257,900	278,800	315,900	364,600
	18	190,100	219,800	258,800	280,200	317,500	366,700
	19	192,200	221,400	259,800	281,400	319,200	368,800
	20	194,300	222,900	260,700	282,800	321,000	370,900
	21	196,400	224,300	261,600	284,400	322,500	372,600
	22	198,700	226,000	262,600	286,000	324,000	374,700
	23	200,900	227,700	263,500	287,600	325,600	376,900
	24	203,100	229,400	264,500	289,000	327,100	378,900
	25	205,100	230,800	265,800	290,300	328,700	380,900
	26	206,400	232,600	267,100	292,100	330,100	382,500
	27	207,700	234,300	268,300	293,900	331,700	384,400
	28	209,000	236,000	269,600	295,600	333,300	386,300
	29	210,300	237,600	270,800	297,200	334,600	388,200
	30	211,500	239,000	272,300	298,900	336,100	389,900
	31	212,800	240,300	273,900	300,500	337,500	391,800
	32	214,000	241,400	275,300	302,200	339,000	393,600
	33	215,300	242,800	277,000	303,600	340,600	395,300
	34	216,600	243,900	278,500	305,100	342,100	397,000
	35	217,900	244,800	279,800	306,700	343,800	398,900
	36	219,200	245,900	281,100	308,300	345,300	400,600
	37	220,700	247,000	282,700	309,900	347,000	402,200
	38	222,100	248,100	284,100	311,300	348,600	403,900
	39	223,400	249,000	285,600	312,800	350,100	405,700
	40	224,800	250,100	287,100	314,400	351,700	407,500
	41	225,800	250,800	288,700	316,000	352,900	409,000
	42	227,200	251,700	290,200	317,400	354,500	410,600
	43	228,600	252,600	291,700	318,800	356,000	412,100
	44	230,000	253,500	293,300	320,400	357,400	413,400
	45	231,200	254,400	294,600	321,400	359,000	414,500
	46	232,700	255,400	296,000	322,800	360,000	415,600
	47	234,000	256,300	297,500	324,200	361,500	416,700
	48	235,300	257,300	299,100	325,700	362,800	417,900



	49	236,400	258,300	300,400	326,800	364,200	419,200
	50	237,500	259,500	301,700	328,200	365,700	420,300
	51	238,500	260,700	303,000	329,500	367,000	421,600
	52	239,600	261,900	304,400	330,800	368,400	422,700
	53	240,700	263,000	305,900	332,300	369,900	423,900
	54	241,800	264,600	307,200	333,700	371,100	424,900
	55	242,900	266,000	308,600	335,100	372,200	426,000
	56	243,900	267,400	310,100	336,400	373,400	427,100
	57	244,800	269,000	311,100	337,300	374,500	428,200
	58	245,800	270,600	312,300	338,600	375,400	428,700
	59	246,500	272,100	313,500	339,800	376,500	429,300
	60	247,500	273,600	314,900	341,100	377,500	429,700
	61	248,400	275,000	316,000	342,200	378,100	430,300
	62	249,400	276,600	317,300	343,200	378,900	430,800
	63	250,200	278,100	318,600	344,400	379,700	431,200
	64	251,200	279,400	319,800	345,700	380,500	431,700
	65	252,100	281,000	321,200	346,800	381,200	432,400
	66	253,100	282,500	322,500	348,000	381,900	432,800
	67	254,300	284,000	323,800	349,200	382,700	433,100
	68	255,200	285,500	325,100	350,300	383,400	433,400
	69	256,000	286,700	325,800	351,300	384,000	433,800
	70	257,100	288,200	326,900	352,300	384,600	
	71	258,200	289,700	328,000	353,400	385,300	
	72	259,400	291,100	328,900	354,600	385,900	
	73	260,800	292,300	330,200	355,400	386,600	
	74	262,100	293,700	330,900	356,500	387,100	
	75	263,400	295,000	332,100	357,600	387,800	
	76	264,700	296,300	333,300	358,700	388,300	
	77	265,700	297,900	334,400	359,400	388,700	
	78	266,800	299,200	335,600	360,200	389,300	
	79	268,100	300,400	336,700	361,000	389,800	
	80	269,300	301,700	337,900	361,700	390,100	
	81	270,400	302,400	339,000	362,300	390,400	
	82	271,400	303,600	340,100	362,800	390,900	
	83	272,500	304,700	341,100	363,400	391,300	
	84	273,600	305,900	342,200	363,900	391,600	
	85	274,400	307,000	343,200	364,500	391,900	
	86	275,400	308,200	344,200	365,100	392,400	
	87	276,500	309,500	345,100	365,700	392,900	
	88	277,600	310,600	346,100	366,200	393,300	
	89	278,600	311,900	347,100	366,600	393,600	
	90	279,500	313,100	347,900	367,000	394,000	
	91	280,400	314,300	348,700	367,600	394,500	
	92	281,400	315,500	349,500	368,100	394,900	
	93	282,400	316,300	350,100	368,400	395,300	
	94	283,400	317,000	350,700	368,900	395,700	
	95	284,300	317,700	351,400	369,300	396,200	
	96	285,300	318,300	352,000	369,600	396,600	
	97	286,100	319,000	352,400	370,200	397,000	
	98	287,000	319,300	352,800	370,700	397,400	
	99	287,600	320,000	353,300	371,200	397,900	
	100	288,500	320,700	353,800	371,700	398,300	

再任職員以外の職員

101	289,300	321,100	354,300	372,300	398,800
102	290,100	321,700	354,700	372,800	399,200
103	290,900	322,300	355,200	373,300	399,700
104	291,700	322,900	355,600	373,700	400,100
105	292,400	323,300	355,900	374,300	400,500
106	292,900	323,800	356,400	374,800	
107	293,400	324,300	356,800	375,300	
108	293,900	324,800	357,100	375,800	
109	294,100	325,200	357,600	376,500	
110	294,400	325,600	358,100	376,900	
111	294,600	325,900	358,600	377,400	
112	295,000	326,200	359,100	377,900	
113	295,300	326,600	359,600	378,500	
114	295,500	327,000	360,100		
115	295,900	327,400	360,600		
116	296,200	327,700	361,000		
117	296,500	327,900	361,400		
118	296,800	328,200	361,800		
119	297,100	328,600	362,300		
120	297,600	328,800	362,800		
121	297,900	329,000	363,200		
122	298,300	329,300	363,700		
123	298,600	329,600	364,200		
124	299,000	329,900	364,700		
125	299,200	330,100	365,100		
126	299,400	330,400			
127	299,700	330,800			
128	300,100	331,000			
129	300,300	331,200			
130	300,600	331,500			
131	301,000	331,900			
132	301,400	332,100			
133	301,600	332,400			
134	301,900	332,800			
135	302,300	333,200			
136	302,600	333,600			
137	302,800	333,900			
138	303,100	334,300			
139	303,500	334,700			
140	303,800	335,100			
141	304,000	335,400			
142	304,400	335,800			
143	304,800	336,100			
144	305,100	336,500			
145	305,200	336,800			
146	305,500	337,200			
147	305,800	337,600			
148	306,200	338,000			
149	306,400	338,300			
150	306,600	338,700			
151	306,900	339,100			
152	307,200	339,500			

	153	307,600	339,800				
	154	307,800					
	155	308,000					
	156	308,300					
	157	308,600					
	158	309,000					
	159	309,300					
	160	309,600					
	161	310,000					
	162	310,300					
	163	310,600					
	164	310,900					
	165	311,300					
	166	311,600					
	167	311,900					
	168	312,200					
	169	312,600					
再任用職員		236,400	256,900	264,200	274,400	290,900	328,300

## 別記第1備考

各給料表の備考は、現行どおりとする。

別記第2

第5条第1項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	398,000
2	458,000
3	520,000
4	600,000
5	698,000
6	797,000

第5条第2項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	331,000
2	367,000
3	396,000

別記第3

号 給	給 料 月 額
	円
1	375,000
2	424,000
3	475,000
4	537,000
5	612,000
6	715,000
7	836,000